

第二十六回 参議院 商工委員会 會議録 第十九号

昭和三十三年四月十一日(本曜日)午前十一時十四分開会

委員の異動

四月四日委員青柳秀夫君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

四月九日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として青柳秀夫君を議長において指名した。

本日委員島清君、藤田進君及び西田隆男君辞任につき、その補欠として大倉精二君、山本經勝君及び木島虎藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川弥平治君
白川 一雄君
阿具根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
大谷 實雄君
小幡 治和君
木島 虎藏君
古池 信三君
小西 英雄君
白井 勇君
高橋 衛君
阿部 竹松君
大倉 精一君
相馬 助治君
山本 經勝君
大竹平八郎君

政府委員

通商産業 長谷川四郎君
政務次官 松尾 金藏君
通商産業大 官房長 讚岐 喜八君
通商産業省 石炭局長 小岩井康朗君
通商産業省 山保安局長 小田橋貞寿君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 大澤 友吉君

参考人

北海道炭礦汽 船株式会社取 締役技術部長 大澤 友吉君
北海道炭礦汽 船株式会社保 安部副部長 森下 星一君

本日の會議に付した案件

○経済の自立と発展に関する調査の件
(夕張市北海道炭礦清水沢本坑坑内火災に関する件)
(委員派遣に関する件)

○委員長(松澤兼人君) これより委員會を開きます。

前回の申し合せでは、特別の事情が生じない限り、委員會をしばらく休んで、十二日に委員會を開くことにいたしておりましたが、新聞でごらんのように、一昨日夕張市にある北海道炭礦汽船の清水沢炭坑で坑内火災の際、坑山保安の必要から、二名の坑内夫が生死の確実が判明しないまま密閉されたとする事件が起りましたので、この調査はきわめて緊急を要するものと認めま

して、本日委員會を招集した次第でございます。右御了承願います。

次に、委員の異動についてでありますが、去る四月四日青柳秀夫君が辞任され、森田豊壽君が補欠として選任されましたが、四月九日森田君が辞任されて青柳君が再び委員に復帰されました。以上御報告いたします。

○委員長(松澤兼人君) それでは本日の議事に入ります。先ほども申し上げましたように、本日は一昨日九日発生いたしました夕張市北海道炭礦清水沢本坑の坑内火災に関して調査を行います。

つきましては、本日北海道炭礦汽船株式会社から取締役技術部長の大澤友吉君及び保安部副部長森下星一君に、あらかじめ御足労をお願いした次第であります。両君を参考人としてその実情につき御説明を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

参考人のお二人の方には、今回の事件で非常に御多忙のことと存じますが、本日は当委員會のために特に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、今回の夕張市清水沢本坑の坑内火災事件について、鉱山保安局長から事件の概要を説明願います。

○政府委員(小岩井康朗君) 昭和三十三年の四月九日四時三十分ごろであります。北海道炭礦汽船の夕張炭業所

の一部になっております清水沢炭坑三片ゲート坑道——ちよつとおわかりにくいと思いますが、あとで参考人の方から御説明があると思いますが、三片のゲート坑道の電動局部扇風機付近から火を発した模様でありまして、行方不明二名、おそらく死亡と断定しております。こゝろい災害が発生いたしました。

で、その後非常に火勢が早く、まあほかの者たちは、大半避難いたしました。もう火勢が早くて、直ちにまあ消火しなければならぬような状態になりました。あまり余裕がなく、その後短時間、数時間の後に注水、密閉の準備をいたし、大体まあ十二時四十五分ごろに水没を考えたようでございます。それから十二時まあ十五分ごろには、密閉も同時に考慮したようでございます。現在では密閉は昨日の零時二十五分に大体完成いたしておりますが、水没、注水の方は、けさほどの電話ではあすの午前十時ごろまでかかるようでございます。で、目下のところは原因は局部扇風機付近から火が出て坑内火災を起したという程度しかわかっておりません。

ごく災害の概略は、以上の通りでございます。

○委員長(松澤兼人君) ただいま鉱山保安局長からお話がありました。参考人の方から御説明いただければ幸いと存じます。北海道炭礦汽船株式会社取締役技術部長大澤友吉君。

○参考人(大澤友吉君) 私北海道炭礦汽船の技術部長であります。大澤でございます。

います。このたびは大へん不幸な事故を起しまして、皆様いろいろな御心配をおかけしまして、まことに遺憾に存する次第であります。現場が北海道にありますが関係上、こちらに來ます情報は、テレビとか電報、電話というよりなものを使っておりますので、十分なかなか詳細な点を説明できません。まあ、ちよつと昨日災害が起きたのでございますが、災害の当日は現場が非常に多忙になりました。ちよつと火事場のような騒ぎになりましたので、技術屋は全部現場に動員するといふようなことで、鉱業所に残っておりますのは事務屋でありまして、それが技術屋の方から連絡を受けて東京の方へ報告して行くというふうなことで、なかなか十分実態を把握しない点があります。また、間違つたところもあるでございまして、私も報告を見まして、少しおかしいじゃないかと思ふ点があるのでありますが、何分災害の当日は非常に忙しいものですから、こちらからこゝろい点おかしいじゃないか、どうなつておるのだろいといふようなことを聞き返しまして、向うも非常に忙しいといふようなことで、ある程度落ちついてからというところを、従来ともやっておるような次第でございまして、昨日あたりそういう点がある程度明らかになりました。わけでございます。きのうの朝の状態をおきましては、皆さんに十分な御報告もできませんし、また、多少誤まつている点もあるようでございますが、

その点御了承を願いたいと思います。
それではただいまから簡単に御説明
申し上げます。(図を示す)この図面は
坑内のうちの一部分を書いております
て、この青いのが大抵岩石の中を
掘っている坑道のしるしで、この赤い
のが炭層の中を掘っている坑道のしる
しでございます。それでこの坑道が
ずつと約二千メートルばかり手前に設
けてありまして、この辺までで約二千
メートルでございます。それからここ
からこの辺まで四百メートル、ここか
らここまで五百メートル、大抵この
現場まで坑口から三千メートルばかり
離れております。ここまでは水平で入っ
てきて、ここから斜行して入ってき
て、またずつと水平に入ってきてま
し、ここに約三十メートルばかりの縦
坑といふことがございまして、
それからここがまた水平のベル
ト・コンベヤーでございます。ここか
らは先はベルト・コンベヤーです。これ
もベルト・コンベヤーです。これもベ
ルト・コンベヤーです。ここが採炭場
でございます。この採炭場で採掘
しておるといふ状況でございます。そ
れでただいまのところは二百トン
ちよつとばかり出ております。この方
面の出炭が約一日二百五十トンから三
百トン程度、それから入っております
人間が二百八十人から三百人程度とい
う状態でございます。そして当日は昼
間石炭を掘りましたので、夜三番方
はその跡始末をしておるといふ状況で
ございます。それから問題の扇風機は
この中間にありまして、この先にボ
ンプがございまして、その扇風機、
この付近から火を発生したという、この
局部扇風機の電気スイッチを入れた

ときに火が出たということになってお
ります。
それで大抵の状況は、箕輪という坑
内主任でございますが、保安主任でござ
います。これは夜の三番方を統括し
ておるものでございまして、これは当
日三時半ごろここをずつと通つてこ
へ来たときに、このボンプには中山とい
うボンプの運転手がおりました。それ
から箕輪主任はここをおりました。そ
れを見て、それからこの辺のところ
はつきり坑道がわかりませんが、何に
してもこれをおりて見ましたところ
が、このベルトがとまつておるので、
それからこれを上りまして、こう行つ
て、こう行つて、この近所に電気がど
うなつておるか見に行つたところが、
大抵かかったらうという話を聞いた
というので、またここへ歸つてきて、
このベルト・コンベヤーの運転手に
ベルトをかけさせた。そうしたところ
が、ベルトがかかったというところで、
ベルトがかかったから、この扇風機も
かけろというところで、ガス検定をし
まして局部扇風機をかけるように命じ
た。ここを上つてこへ来ておるとい
うことでございまして、そうすると四時
三十分ごろ、この運転をやつてお
りました高橋という運転手から電話があ
りました。直前にスイッチを入れたけ
れども、火が出たのですぐスイッチ
を切つた。それからそれがこの回りに
火が燃え移つておるといふ報告を受け
たのでございまして、それで箕輪は、私がすぐ
行くからというので、これを通つて
ここまで来たのであります。このベ
ルトから二十メートルくらいまでのと
ころに來ましたところが、煙が一ぱい
で、しかも下の方に影が見えるという

ことでそれ以上入つていけないので、
そのままこれを上りました。
この坑道の近所で、大野という係員
に会いまして、その大野という係員
に、この採炭場にいる労働者を引き
揚げさせるようにというのを命じ
て、それから大野という係員は、すぐ
ここからこう歸つてきたのでございま
す。箕輪という主任は、そのまゝここ
へ出てきてしまつたというところを
言つております。高橋という運転手は
電話をかけたあと、これをこのまゝ
上つてきたというところだそうで、当
日この採炭場には約十名ばかりの人が
働いておつたのでございまして、あ
とで聞いてみますと、この大野という
係員がそこへ行く前に、すでに煙が來
ておつたので、この人たちは避難して
おつたというところだそうでございま
す。それであとで全員こちらに出て來
てから調べたところが、岩松という者
と、それからボンプの運転をやつてお
りました中山という者、それから、申
しおくれましたが、岩松というのは、
この付近で鉄柱の整備をするのが当日
命ぜられた仕事だそうでございませ
ん。でございますが、約三時半ごろかと思
われますが、三時半か四時か、そのく
らいの時間に、災害の少し前だと思
いますが、こうおりて来て、ここに高橋
がおります。高橋のところに来て、
ちよつと休みからと言つて、少し下
つて行つたというところを高橋は言つてお
るようでございまして、それでこの中山
については、たれも中山がここにおつ
たかどうかというところは、その当時の
ことは不明でございますが、箕輪主任
は三時半三十分のころに來て中山に會
ておるようでございまして、中山が三時

三十分のころにおつたことは確実でござ
います。災害當時どこにおつたか
といふことは不明ですが、仕事はここ
のボンプの番人でございまして、多
分ここにおつたはずだと、ここで働
いておりました人の話を聞きますと、
こつちの方から煙が來たんだから、
中山はわれわれの避難する前に、す
でに煙がきていたんだから、僕らの先
にこれは避難をしたと考へておつたとい
うようなことを、この人は言つてい
るようでございまして、そういうやうな
わけで、全員こちらの方に来て、
調べたときには、この岩松と中山と二
人が行方不明の状況にあつたという状
態になつておるわけでありまして、
それで、すぐ各方面に通知をいたし
まして、対策を講じたのでございま
す。何分非常に火が早いので、煙がど
んどんこの辺一ぱいになつてきてお
るという状況で、とても近寄れないとい
う状態であつたのでございまして、何
してもこれだけの火があるので、水
を入れて消す以外に方法もないとい
うので、注水の段取りをしなればい
かぬといふことで、ここに圧搾空気室
がございまして、圧搾空気室から鉄管が
ございまして、ここから入つてきて
ボンプの押上管がございまして、ここ
にきておりますから、ここで圧搾空気室とボ
ンプの押上管とを七時三十分のころに接
続をいたしておりました。そのときの状
況は、この坑道には煙は何も來てな
い。それでこの後の情報では、ボケッ
トにも出てきてないが、この上にはあ
るらしかったという状況だそうでござ
います。そのために、圧搾管と揚水管
を打ち合せることは、非常に困難な仕
事になつて出てきたと言つておりま

す。それからその後八時三十分、
こつちの方はどうだらうかといふこ
とで、……それから申し忘れました
が、風はこつちから通つておりました
。それからこつちからこつちに分れまし
て、こつちからこつちに行きます。こつち
の風が通つてきておるのです。こつち
の方は風が入らない。排気があるもの
ですから、こつちからはあまり煙は行
きませんが、こつちの排気側の方は煙
がたくさん行くという状況で、八時三
十分のころから入りました。ここま
で入つて行きましたところが、煙が多
く中の方には入れない。入れないが、
一番こつちの場合に問題になりますの
は、一酸化炭素の量が多いと生命に関
係しますが、一酸化炭素の測定をやり
ましたので、その前に、おいてこ
この所で一酸化炭素が〇・一%あ
つた。そのほかのものも測定もしたか
つたけれども、一酸化炭素が多いので、
一酸化炭素の測定をよりよく終つた
けで出てきたという状態だそうでござ
います。
それから様子を見ておりました、十
二時でございますから、午後零時から
十五分の間今度は救命器隊でござい
ます。防毒マスクをかぶりまして特別
の救護隊でございまして、入つて來
まして、やはりここから入つてこの状
況を調べたのでございまして、やはり
そのときはメタン・ガスがどのくらい
になつておるか計つたのでございま
す。三・三%あつて、やはり煙が多く
で中へ入れなかつたという状態だそ
うでございます。そういう状態であり
ましたので、どうも漸次ガスは多くな
つておりますし、一酸化炭素も多くな
るという状況なので、十一時過ぎにこ

から、詳細のことがおわかりにならずにかえって誤解を生むような御答弁しかできないようだったから、御答弁願わなくてもよろしいですから、御答弁願えるところだけを……。

○参考人(大瀧友吉君) 先ほど申し上げましたように十分な資料がございませんので、私も東京でわかります材料と報告とに基く以外は、お話し申し上げられませんか。その範囲で申し上げたいと思います。

○阿具根登君 そうすれば私の疑問はこれはここでは解けないということになりそうですので、もう一つ別の問題をお尋ねいたしますが、この密閉を決定されたときに、家族と組合の了解は得られましたか。そして監督官庁の御了解は得られたかどうか。

○参考人(大瀧友吉君) 家族と組合を呼びまして了解を得てから監督官に申し上げて、こういうような事態になっておりますので密閉注水をやりたいというのを、監督官に諮りまして了解を得たわけでございます。

○阿具根登君 そこで局長にお尋ねいたしますが、その場合監督官庁の立場として法の第何条によって処分されたか、お尋ねいたします。

その前にもう一つお聞きますと、監督官庁の許可命令がなからねば、密閉注水等のことは私はできないと思うのですが、こういう点についても御説明願います。

○政府委員(小岩井康朝君) これは現地の報告によりますと、監督官が参りましたのが、大体十一時ごろと言われております。それで、ただいまのお話しのように水没の指令をしたのが、十

二時四十五分と聞いております。まあ、四十分前後というお話しもございしましたが、大体まあ十二時四十分前後、密閉も十二時四十五分前後、監督官が着きまして一時間足らず、監督官のけさのお話しでは、参りますとすぐ所長さんから直接相談を受けた。で、まあ十一時に着いたばかりでまだ状況も全然わからないし、もうそのときにはそろそろ考えておられたように思ひまして、まあ水没、密閉もやりたいというお話を受けたのであります。しかし今の御質問のように何条でやったかという点につきましては、監督官としては何条というよりは全然考えてない。まあ、普通に考えるなら、規則の二十四条の一項二号に、緊急な場合には保安管理者が独自の判断でいろいろやるようになっております。しかし、まあ監督官として山側から相談を受ければ、もちろん知らない、勝手にやったりなさうと語りわけには参りませんので、いろいろ事情を聞きまして、四囲の情勢から、やむを得なからうという事は申したのであります。しかし、監督官も二十四条の一項二号によつてやったとかやらないかという意識は持つてなかったと言つております。まあ、ただいまの質問に十分な答えかどうかわかりません。大体そんな状態です。

す。ところが、四時三十分くらいに災害が起つており、私の質問にもお答えできないような現場になっておる。ガスがあつたのかないのか。ガスが爆発したのかあるのか。炭塵が爆発したのか。また、火災だと言つておられる。電気の火くいで火災が一へんに起るわけではない。だからそういう点から考えてみても、これは資源の保護について、これは企業については非常に考えられておられるけれども、どうも人命について、人権について軽視されておられるような考えがして私にはならない。

そこで保安局長に聞いてみれば、二十四条を適用したのだらうと思ふ。二十四条を讀んでみます。「通商産業大臣は、鉱業の実施により、危害若しくは鉱害を生じ、鉱物資源若しくは施設を損じ、又はそのおそれが多いと認められる場合において、必要があるときは、鉱業権者に対し、その鉱業の停止を命ずることができ、責任はあなたの方にあるのである。」

○政府委員(小岩井康朗君) 私の言つたのは規則です。

○阿具根登君 これによつて規則ができてはいるはずだ。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安管理者のやらなければならぬ規則の二十四条に。

○阿具根登君 そりすればただ聞いたから了解を与えたのだと、そういうことで、それじゃ保安監督官の責任というものはどうする。保安監督官の職務権限のところを、一つ讀んでいただいて御説明をお願いします。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいま私の答えしましたのは、保安規則の

二十四条でありまして、これは保安管理者が当然左の各号の事項を守らなければならないという中に、「災害が発生したときは、応急の措置または適當な危険防止の措置を講ずること。」という義務が保安管理者には負わされておるわけでございます。従つて保安管理者として、まあ二名行方不明でもおられますけれども、これを救出するにも人間がかかるのですから、でき得る限り安全な状態にする必要があるために、いろいろの処置をとる必要があるわけでございます。こういう意味で、これによつて行動をとつたものと判定しておるわけでありまして。

○阿具根登君 そりするのです、保安監督官が行つたのが十一時、そしてそのときにはすでに保安管理者は密閉を決定して、家族にも言い渡しておられる。そうすると、ほとんど保安監督官なるものは現場も見ずに、そしてそういうものを許可あるいは同意を与えた、こういうことになりまして、それからもう一つ不思議に思ふのは、警察官のことが一つも言われておりませんが、警察官は立ち会つておつたかどうか、監督官はどういうふうにしてそれを解釈されているか、局長からお答え願ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいまの御質問であります、監督官としましては、警察関係にはまだ全然会つていないという電話をもらつておりました、直接話をしたことはないようでございます。ただし、札幌の地検からは、池袋事が見えまして、災害の状況を説明しましたところ、まあ密閉もいたしておりますので、直ちに札幌の方

に引き揚げたという報告を受けております。

○阿具根登君 そりいう場合、死骸が――まあ死骸か、死骸でないかはわかりませんが、そういうのがある場合に、すね、検察庁並びに警察等の認定は、その密閉する場合に要らないかどうか。刑事的な関係はどうなりますか。それはただ鉱山の保安管理者が死亡と認定しただけで、そういう密閉注水をやつていかどうか。その点の法的な解釈を局長にお願いいたします。

○政府委員(小岩井康朗君) これは監督官としては、何条によつてやったという考えはございせんけれども、私に先ほど申し上げました保安規則の二十四条の一項の二号は、これは保安管理者が独自でできるようになつておりました、必ずしも監督官に、どうしまし、こうしましという承諾、あるいはお話し合いをする必要はないようになつておるわけでありまして。しかし、監督官も山に居ておる関係で、また、山の方も相談を受けたということ、監督官も相談を受けてみれば、よろしいとか、よろしくないとかいうことよりも、まあ事情を聞いてやむを得なからうと、こういう話し合いになつておるわけでありまして、何条によつて監督官が処置したという事実、別にないのでございまして。

○阿具根登君 この二十四条の解釈が私は少し違ひます。そういう特定な人間がまだ生きてゐるか死んでゐるか、ここじゃ私はうたつておらないと思ふ。人間の危害、あるいは資材の極度な損耗、災害の拡大等を防ぐのが、これは私は趣意ではなからうかと思

ふ。私は鉱山保安法の、これの方が正しいのだと、そういう重大な場合には、私はその命令権は監督官の方にあると思ふ。

それからもう一つお尋ねしておきます。そういう人間が死んでゐるか死んでおらないか、まだ災害が発生して十時間にも満たないうちに、これを死んでおるものとして密閉する場合、その権限があるかどうか。鉱山そのものに対してはあるかもしれぬけれども、その下に入つてゐる二名の者に対して死亡したということは、だれがこれを認定するのか。この問題です。今聞いてみますれば、検事が来た場合には、密閉されておつたから、仕方がないと言つて帰つたと言われるが、そういうことができるかどうかと、その問題です。

○政府委員(小岩井康朗君) これはお答えになるかどうかちよつと疑問ですが、監督官がまあ相談を受けまして、断定するに至つた理由は、大体三つ、四つあるのでありますが、そのうちの一番大きい理由は、探検をいたしまして、排気側でCOを、一酸化炭素を〇・一%以上認めてゐるわけでありまして、これは先ほど説明がありまして、これに先ほど〇・一%と申すと、一時間半いたしますと、大体死亡するといふデータが出ておるわけでありまして、この学説もいろいろございまして、けれども、まあ大体そう何時間、四時間五時間も生きてゐない。〇・一%の一酸化炭素を吸えば、大体一時間半で普通の健康の人なら亡くなつてしまふといふような状態になつております。それが一つ。

それから入気側の方は、さつきも、人が行けば行かれるというお話がありました。この山は甲種炭鉱でございまして、坑内のガスが危ないというところで、火気を厳禁している。そういう坑内では火災を起してあります。もう火は十分にあるような状態でありまして、入気側の方から作業をさせることは、まあ少くとも爆発の危険が相当あるという認定をいたしているのと、それからいろいろの聞き取りから、まずこの残された二人の——まあいろいろ想像も入っていると思いますけれども、この残された行方不明の二人は、大体火災の現場を通らなければ逃げられないというような状態を考えておりました。まずだめではないか。それにさらに一つ、この行方不明者の二名を救助するの、これは人間が救助するのでありまして、でき得る限り安全な状態にしてやりませんと、かえって大きな災害を再度起すという点を考慮しまして、監督官としましては断定を下したようにございます。

○阿具根登君 私が見ておるのは、二名の人を助けるために、また数名の人が危険をおかして、犠牲をおかしてまでやるのだと、そういうことを言っておるわけじゃないのです。たとえば一酸化炭素が〇・一％あって、それが一時間以上であつたか、二時間以上であつたか、どのくらい計っておられたか知りませんけれども、十一時ごろには計っておられる。それはわかつていられるけれども、それによつて——これは今までの例はいろいろあるでしょうけれども、死んだものとして断定する場合に、ただ鉱業権者のその権限でそれをやっているのかどうか。それを法的にお伺いしているわけなんです。その断定をだれがやるのか。状況を聞いてそれを断定するのはだれが断定するのかと、こういうことなんです。で、それを監督官も全然それはやっておられない。会社側もやっておられない。そういう事情のわからない家族に説得されておられるが、私はそういう点が言っておられるが、私はそういう点がどうもはっきりしない。それからそれをしなれば……、できなかつたのかどうか。もつと人命ということも考えていたかどうか。処置はなかつたのか、そういう点です。たとえ死んでおるであらうと思つても、非常な大きな災害、これは爆発するのだという大きな大きな災害の場合は別といたしまして、その限界を考へても、限界をどこに持つていくのか。で、私は細部に於いて御質問申し上げたいのですけれども、当初の質問でもお答えできないのですから、私の考えは現地にやつていただいて、そういう点は御質問しなければ、ただ時間を食うばかりであると思ひますから、他の同僚議員も質問があると思ひますから、今の点だけ再度質問して、私の質問は一応終ります。

○参考人(大瀧友吉君) 委員長、ちょっと先ほどの説明が……。先ほどの救護隊がなぜ早く入らなかつたかという点につきましても、救護隊の編成は、清水沢坑ばかりでなくて、夕張炭礦の方からも救護隊を編成するようになっておりますので、そういう関係で、時間的におくれた点があるように思ひますが、その辺のところは、つまびらかにしませんでございます。

それから炭輪主任の行動については、もう少し補足したさなければなりませんが、炭輪主任はこのこの点をベルト・コンベヤーの運転を見まして、高橋という運転手に、このガスの検定をしたあとで、この扇風機の運転をするようにと言つて、これをベルト卸しというのを上りまして、この三片坑道におりました。この三片坑道で電話でいろいろことがあると聞きまして、で、ベルト切りかえ卸しというのを下つて来て、この二十メートルくらい上まで行きましたところが、煙が多くて下の方に火が見えたというので、そのまま進めないで引き返したというので、この下の後向ゲート坑道までは行つておりません。従つて下のこの扇風機のそばまでは行けなかつた、主任は行つておりません。従つてこの煙火の状況を知つておるのは高橋という運転手一人だけだということでございます。

それからスイッチを入れてこれだけの大火災がどうして起きたかという御質問でございますが、どうもこの坑道が炭層の中を掘つた坑道で、そこに扇風機が設置してありまして、スイッチ類をここにに入れてありますし、そこは当然規定によりまして鉄板巻とかいう設備はやつてあるのでございまして、そういう状態で、どういふわけでそういう大きな火災が起きたかという点については、まことに私どもも不思議に思ひます。必らずしも起きないとは断定できない場合もあるものでございまして、実際事実が起きて見えております。起き得るのだと思ひざるを得ない状況になつております。何分この現場を見ませんので、それ以

上の説明はちよつといたしかねます。そういう状況になつております。

○阿具根登君 それだけで確認していかという問題ですね。

○政府委員(小岩井康朗君) これは先ほど何回も申し上げておりますように、二十四条の二項二号は、これは保安管理者が独自でできるようになつております。従ひまして、もし保安管理者の処置が誤まつたということがわかれば、結果は、後ほど刑事上の問題になることは当然であります。この条項に対して、監督官がどうこうということではできないことになつておるわけでございます。これは緊急の場合でありまして、監督官が間に合わないというのを大体原則にして、保安管理者の独自の立場で判断を必要とするという時期に、これが適用されるわけでございます。

○阿具根登君 その問題は、「危険なところは危険のおそれが多いときは、ただちに適當な防止または応急の措置を講ずること」とこれと、災害が発生したときは、応急の措置または適當な危険防止の措置を講ずること。これでやられたらと思うのです。これだけの解釈をされておるが、その中に人間が二人入つておるといふことはこれに当てはまらないと思ひます。人間が二人入つておるのをこれは死んだものとして、そして処置しているのかどうか、ここを私は言つていいのです。この条項についてやられるのはけつこです。これは人間がいけない場合です。人間がそこにはいない場合に、そういう災害があるとか、あるいは危険だというよりな場合には、これは保安管理者

がやつてよろしい、こういうふうに私は解釈すべきだと思ひます。ところが中に人間が入つておるのです。おそろくこれが生きておるとしたら、保安管理者であらうがだれであらうが、できないと思ひます。そうするならば、入つておるといふのは死ねば死ねば死ねばの問題、あるいは生きておるか死んでおるかという断定は、保安管理者がこの二十四条でやつていいかどうかというのを聞いています。二十四条の二項二号を聞いています。いい。これは当然やるべきです。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいまのお話し、私もよくわかるのであります。けれども、非常にケースが少ないのと、果して人間が入つておつた場合に、これが生きておるといふことが考えられるときには、もちろん大きい問題になると思ひますが、まず、先ほど私が申し上げましたような四つの点から、とりて生存が望めないという点が一つと、そういう点がありまして、相當保安管理者としては頭を悩ました問題と思ひます。そういう結果、特に家族と労働組合の幹部の了承を得ましてこの処置に出たものと考えておるわけでございます。

○阿具根登君 家族や労働組合は、おそろくこういうことは御存じないだらうと思ひます。家族なんかは知らないと思ひます。これは説得されておると私は思ひます。私は、そうなるものかと思つていられるものと思ひます。そこに私は問題があるのではないかと。たとえばこれが清水沢炭礦の二千三百トンですが、が崩壊してしまつた場合にも、人間の命の、生死の問題、あるいは死んでし

またその遺骸の問題と、どちらを重視するかという問題なんです。たとえばこれがまた大きな炭鉱だからということであつたならば、たとえば日産二十トンや五十トン取つてるところで、これは火災でつぶれてしまふのだ、そのかわり人命の危険はないのだ、入つていないのだから。そういう場合でも死骸はそういうふうにしていかうかどうか、私は大きな問題があると思うのです。だからこれをしつこく聞いているのです。そういう先入観において二十四条の規則は、そういうものでも何でも含めておるのだという解釈であるならば、これは、これに對して当然私たちは考えなければできない。ただこれはこういう資源のことじゃなくて、人命を守るために、こういう規定ができておると思うのです。

○政府委員(小岩井康朗君) これはなかなか簡単には十分おわかり願えるような御説明はむずかしいと思ひますけれども、法の建前からいって、緊急の場合には私も、十分に相談ができません、そういう場合に保安管理者が独自に、適当に四圍の情勢から断定を下し得るために、こういう条項ができておるものであります。結果がもし悪ければ、当然刑事上の問題になるし、当時は、保安管理者としては全責任をもつて、あらゆるところに相談をして断を下したものと考えられますので、管理者のとりました態度としては、現在のところはやむを得ないのじゃないか。特に新しい事実の出ない限りは、当然の処置であるというふうに考えておるわけでございます。

○阿具根登君 そうすると鉱物の資源確保のためには人間の生命、死体もしくは遺骸も犠牲にするという断定になるのですか、私の聞いているのはそこなんです。そのとつた措置は間違いないのだ、あなたのとおっしゃるのは、生きておつたという確証があればまずいのだから、そうではなく独自の問題が中に出ていて、刑事的の犯罪もあつたかもしれない。そういうときはこれは、この人は処分を受けるかもしれない、こう言われる。で、私があなたに聞いておるのは、いかなる災害が大小にかかわらず、それは企業をやつてある事業家としては、その事業が一番大切なんで、事業を大切にするために事業が優先するの、人間のからだを優先するの、また、そのからだをそのままとするために、何人かの人が死ぬとかいふことなら、それは私は言わない。人間が上つてしまつて、人間に損害はない、そういう場合にも資源の方が優先するの、かといつて、これはそれをうたつておるのじゃないと私は言ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どもの一番重点を置いて考えられるのは、まず生存が予想されないという……、二名がおりますけれども、まだ確認ができてない。しかし、ですからこの二名を何とか救ひ出すというためには、どうしても現場を救助のできる状態に持つていくことが必要なんです。や、やはりそれには火も消さなければならぬし、救助のできる状態を現出しからでなければ、救助のできない状態になつたのではないかと……、うちに想定しておるわけでございます。もちろん、これを端的に、人間が死んでいかうかかわからぬというときに、密閉するといふことは、決して正しいことだとは考えておりません。しかし、まあその判断はでき得る限り公正な判断をなし得るよう、保安管理者には臨機の措置として認めておるので、今まで監督官から報告を聞いております情勢では、やはり監督官もやむを得ない事情であるといふことを認めたようでございます。

○小西英雄君 それに関連いたしました阿具根君が聞いておるあれに對して明確な回答がないので、私からさらにお尋ねしたいのですが、生死不明の人がいる場合に、それを密閉する権限がだれにあるかといふことをちよつとこの際明確に……、今の、こういうふうにしてよろしいのですか、保安官がその際に自分の裁量でやつてよいといふ判断ですか、それを一つ局長から聞きたいのですか……。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいまの質問、監督官ができるかどうかといふ御質問のように聞きました、いろいろ監督官も緊急な場合には、いろいろの措置が部長にかわつてできるような、緊急措置ができるような状況もございますし、監督官の判定いかんでは、やり得るようなことになつております。

○小西英雄君 そうすると、やはり今とつた措置が、そこいらの点が非常に明確じゃないのであります、その鉱山の監督官が、結局のところ人命の問題に對しても権限があるという御見解のようですが、私は先ほど阿具根君が言つておりましたように、その権限に對しては、これは私たちが法の原則からいって、生死不明の場合に、それほどの広範囲な権限は法律上ないと私は考へておるのですが、局長におい

てはあるといふ今の御返答のように承りました、その聞いてよろしゅうございませうか。

○政府委員(小岩井康朗君) これはまあ特別な例でございませうけれども、炭鉱で坑内に爆発がございまして、なお坑内に生存者が多数ございまして、場合に、普通ですと、そのままで、排気側の方に二酸化炭素が流れますので、排気側の方の人間が大体やられることになるわけでありませう。従つて炭鉱の坑内に爆発があつて、坑内に生存者がいる場合には、排気側の人数と入気側の人数を大体計算いたしまして、排気側の人数が非常に多い場合には、扇風機を逆転しまして、入気側の方の人間を犠牲にするわけでありませう。私も非常に重い権限を持たされておるわけでありまして、災害の実情によりましては、何人か少い方を犠牲にするという方策をとつておるわけございまして、これはまあ一例でありませうけれども、常にそういうようなケースにはぶつかり得る仕事をやつておるのであります。特に今の例は、ほとんどございませうけれども、いつでもまあ起ればどちらか少い方を犠牲にいたすという考え方を常に持つておるわけでございます。

○小西英雄君 大体その御答弁はわかりました、私が今大澤参考人からの説明された範囲におきまして、われわれの常識、また機械屋の常識としてで非常に珍奇な事といふか、こういうふうな被害が起ることがあり得ると、これらの非常に危い炭鉱においては特にそういうような火の出るような可能性のあるところについては、鉄板でおおふとか、いろいろな点が相当こまかく

きめられておりますが、火の出た原因について、またあるいは煙が非常に出て、火が出ておつたからもうそこへ行つても仕方ないような、もう行けなかつたといふふうなあれ、もう行けなかつたといふ、私はこれは一に会社側の非常に不行き届き……機械を管理しておる運転者のこれが非常な欠陥である。火がモーターあるいは扇風機の近くから出たという答弁をいたしておるが、なぜそういう火がモーターや扇風機付近から出るといふと、先ほどベルトがとまつておつたといふことを私たちが判断いたしました、これはモーターがあるいは機械の磨滅する運転部門、このメタル部門に非常にローダがかつて、土が何か入つて相當に時間がたつたために、すでにスイッチが……、ベルトがはずれたときにはすでにそれがローダがかつて、そうしてモーターがとまつておる。それに対して相當な時間がかつておつた。それをつけてあつてスイッチを入れたら、それをかけて、そこに相當な熱を持つておつたために、ヒューズが飛んだ際にそこに火が燃え移つた。いろいろなことをここで想像されるのであります、実際には円滑にローダがかつた場合に、炭坑の中といへども決してそんな火が出るような状態にならないのであります、これは技術部長であられるおそれ、大澤参考人については内心……、この起つた原因については、現地をよく調べておられるようでありませう、結局虚心たんにいひますならば、これは会社側の非常なミスであるといふことは、私たちは明らかにしたと思ひます。そうしてまた、煙が出ておつた、火が出ておつたといふ

きめられておりますが、火の出た原因について、またあるいは煙が非常に出て、火が出ておつたからもうそこへ行つても仕方ないような、もう行けなかつたといふ、私はこれは一に会社側の非常に不行き届き……機械を管理しておる運転者のこれが非常な欠陥である。火がモーターあるいは扇風機の近くから出たという答弁をいたしておるが、なぜそういう火がモーターや扇風機付近から出るといふと、先ほどベルトがとまつておつたといふことを私たちが判断いたしました、これはモーターがあるいは機械の磨滅する運転部門、このメタル部門に非常にローダがかつて、土が何か入つて相當に時間がたつたために、すでにスイッチが……、ベルトがはずれたときにはすでにそれがローダがかつて、そうしてモーターがとまつておる。それに対して相當な時間がかつておつた。それをつけてあつてスイッチを入れたら、それをかけて、そこに相當な熱を持つておつたために、ヒューズが飛んだ際にそこに火が燃え移つた。いろいろなことをここで想像されるのであります、実際には円滑にローダがかつた場合に、炭坑の中といへども決してそんな火が出るような状態にならないのであります、これは技術部長であられるおそれ、大澤参考人については内心……、この起つた原因については、現地をよく調べておられるようでありませう、結局虚心たんにいひますならば、これは会社側の非常なミスであるといふことは、私たちは明らかにしたと思ひます。そうしてまた、煙が出ておつた、火が出ておつたといふ

範囲についても、現地の状況をもう少し
し明細にしなければわからないのであ
りますが、よくあることでありまし
て、非常にロードのかかったところ
は、スイッチを入れて、一気に相当
ヒューズが飛ぶ際に煙が出まして、あ
るいはその付近の何物か、いろいろな
線を巻いておるものに火がつくとかい
うことが、しばしば炭坑の内部におい
ては起るのでありますが、そういう点
について、煙が出たと錯覚して一人の
者が報告して中に入らなかった。ある
いはまた、それを現地にスイッチを入
れた者が何とか処置をしておるとい
うこととに、あわてて出て行ったの
じやなかろうかという想像もできるの
であります。実際技術部長であられ
る大溝さんが、この鉄板で囲ってお
るスイッチあるいはその付近のモーター
の状況を、これはまあ今のベルト・コ
ンベヤーか、あるいはそれぞれのロー
ドがかかって、そうしてモーターが相
当な熱を持っておったところを注意さ
れて、運転の不行き届きからこれは出
火したということ、われわれ想像い
たしてかたくないのでありますが、そ
ういふ点について明細な報告がないと
今言われておりますが、良心的に私た
ちは、これは一に会社側の不行き届き
であつたということだけは、ここで申
し上げられると思つておりますが、一
つ参考人として来られた技術部長に、
いのであります。

○参考人(大溝友吉君) ただいま大へ
ん詳細なお話を伺いました。局
部扇風機から火の出た原因につきま
して、ただいまおっしゃられましたよう

な、扇風機の中に石や何か入つて、そ
のためにロードがかかり、オーバー・
ロードになつて火を起したのじやない
かというお話しでございました。その
が、そういう場合も考えられるのでご
ざいます。それからまた、そのほかの
ケーブルのパンクであるとか、そうい
うような原因も考えられるのでござい
ます。で、局部扇風機のモーターの中
で起きたのか、あるいはその付近で起
きたのかという点も、まだ詳細
に判明していません。従いましてそ
れがわれわれ会社の責任のものである
のか、あるいは不可抗力的なものであ
るかという点の御説明も、いたしかね
る次第でございます。

○阿部竹松君 一つ二つ伺ひするわ
けですけれども、その前に保安局長に
です。昨年と、今より一月月くらい
前に、非常に災害が大きくなりました
ので、私はまあ強く御要請申し上げた
わけですけれども、また、こういう問
題で緊急に委員会を開いて御論議願
わなければならぬというところは、非常
に残念だと思つて。それで例をとつ
てみても、四年前に太平洋炭坑が爆発
して一回に三十九名も亡くなった。そ
の次の年の六日に大夕張炭坑が爆発し
て保安責任者ほか四名が亡くなり、三
井田川炭坑でもやはり爆発を起して九
名、赤池で同じ年に爆発して十二名が
亡くなった。それからまた北海道に
戻つて住友赤平炭坑で八名亡くなつ
た。一昨年になつて今度は一番大き
な、雄別の茂尻炭坑が爆発、一瞬にし
て六十名も亡くなつておる。こういう
ことを繰り返してきたので、保安局長
に何回も強く保安のことに關して、し

つこいようですが御要請したのです
が、今年になつてからも九州の明治の
佐賀炭坑が爆発して犠牲者を出した。
山形県の中小炭坑ですが、田川炭坑が
爆発して四名亡くなり、また今度の事
件なんです。そこでこれは角度が變つ
ていふのですが、鉱山保安法の五十四
条によれば、こういう問題が起きた場
合には、労働大臣が通産大臣に勧告す
ることができるよう内容になつてお
ります。こういう問題について、労働
大臣に何か勧告を受けたり要請を受け
たことがあるかどうか、これは保安局
長でなく政務次官の御答弁になるかわ
かりませんが、そういうことを
まず一つ伺ひいたします。

○政府委員(小岩井康男君) ただいま
の御質問ですが、仰せの通り、一昨年
あたりが非常に大きい災害が續出した
ことは、これは事実でございます。何
とも申し上げようがないと思つてお
りますが、その後非常に私どもいろいろ
な面でも努力をいたしまして、実は昨
年は数十年來の非常な好成績をあげた
わけでございます。これは考えように
よりましては、いろいろあると思いま
すけれども、死亡、重傷、輕傷の三つ
合計いたしますと、もう二十五年あた
りの、保安法が施行されました当初か
ら見ますと三分の一以下になつてお
るわけでありまして。大がいの保安年報
には、御同慶にたえぬという言葉を
しよつちゅう使つてゐるわけでありま
す。しかしながら、死亡、重傷はな
かなか減らないというやうなことがよく
いわれておりますので、特に私どもは
昨年死亡を何とかして減らそうとい
うことで、重大災害の減少というこ

最重要点を置きました結果、昨年は六百
十名、三十年來の好記録でありまし
て、もちろん一番悪い死亡だけを考
へても非常に好成績であつた。従
まして、こういう時期に一つゆつくり
皆さんに保安の数字を見ていただき
たいというつもりで、ささやかなもので
ありますけれども、鉱山保安白書とい
うものを作りまして、関係方面にお配
りしたやうな次第でございます。しか
し、私どもは決して昨年の成績をもち
ましてこれで成績が上つたのだとい
う考えは毛頭持つておりません。ただ
き御指摘のやうに、最近の、小さく
はあつても爆発がかなり回数がよく
ございます。しかし、私どもの今一番
当面の大きい問題としておりますのは
何十人も一ぺんに、一瞬に死亡者を出
すというやうな、まず重大災害を絶対
に起さないという方針で今進んでお
りまして、幸いに昨年の十四名の常磐炭
坑の坑内火災、これは三月十四日です
か、そういうことも三月に起りました。
この常磐炭坑以降の一年余とい
うものは、特に新聞に大きく書きた
れるやうな変災はないのでありま
す。私ども非常に喜んでおります。し
かし小さい変災でありまして、もち
ろんこれが起つていいということでは
ございません。漸次頻発災害といわれ
ております落盤とか、運搬の災害、今
年度は必ず一割くらいは減少に持
ていこうというものが、私どもの保安局
の一番大きな目標になつておるわけ
でございます。一昨年あたり大きい災
害を頻発いたしましたことについて
は、深くおわび申し上げておきます。
ただいまの御質問の、労働大臣の方

から勧告があつたかというお話しにつ
きましては、一昨年あたりの災害が續
出しては、一度勧告を受けて
おるのでありますが、その後は勧告は
受けておりません。

○阿部竹松君 局長はいつも御同慶の
至りと、そういうことをおっしゃる
けれども、実際六百数十名亡くなつて
いるのです。六百数十名亡くなるこ
とが御同慶の至りか、喜ばしいこと
か、僕はわかりません。そういう感
覚で監督行政をやつていただくとい
うことは、非常に私は遺憾だといふ
に思つて、決してあなたのお
げ足を取らうとか、いやみを言おうと
いうのでなくして、少くとも三日前に
この災害が起きていますから、報
告等においても一分三十秒ぐらいで非
常に簡単なものなんです。またわか
らないと言つてしまふばそれまでだけ
でも、もう少し熱心にお調べになつ
て、やはり私はこう思ふと、事の善悪
は別ですが、そういうことをお伝え願
いたいといふふうに考えるわけ
です。そこでもう一つ局長にお伺ひする
のですが、これは御承知かどうか
ませんが、これは御承知かどうか
においてになつておつたので、夕張も
知つておられると思つて。そこで今度
の爆発現場と夕張警察署ですね、あ
そこ清水沢本坑で爆発があつて、三百
メートルか四百メートルしか離れてお
らぬ。そうしますと坑内で落盤事故で
たつた一人犠牲者があつても、警察はそ
の現場まで入つて行きます。そこで、さ
いぜんの阿具根委員の質問にも関連す
るわけですが、警察がどういふ判断をし
たかといふことが問題になるかしりま

せんけれども、もし警察が、生死不明にもかかわらず密閉してしまつた、毎日新聞は蒸し殺したと書いておられますが、そういう場合に、警察はまことに違法であるといつて告発する場合もあり得るわけですね。その相手は監督官庁であるあなたの方であるか、保安管理者である鉱業権者であるか、そのあたりの今までの例と、例がなければ、あなたの御見解を一つ承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朝君) ただいまの御質問をちよつと了解かねたのでありますけれども、私の方の責任か、あるいは警察の方の責任かと……

○阿部竹松君 もう一度私話しますから。完全に死んでゐるか、生きてゐるかからぬ、まだ断定できぬうちに密閉するといふことは、もうとにかくきつた言葉で言へば殺人罪になるか、しれません。もちろん事情によつては、情状酌量といふことがあるかもしれませんが。故意にやつたかどうかは別として、殺人罪を構成するかもしれぬ。そのとき警察が、今度検事公訴になるかどうかわかりませんが、そのときの相手は、つまり加害者といわれる者は、監督官庁であるあなたの方であるのか、それとも、これは公判の結果どうなるのであるかわからぬけれども、そのときの加害者と称せられる者が監督の任にあずかるあなたの方であるか、あるいは保安管理者であるか、どちらが検事公訴の相手になるのですか、こういうことです。

○政府委員(小岩井康朝君) これは私も正ししいと思つていたしましたので、ここは裁判の結果を待つしか、方法としてはないのじやないかと思ひます。私の方にありますと言ふわけにも参りませんし、先方にあると言ふわけにもいけません。裁判の結果を待つて私の方になるか、鉱業権者になるか、それは私どもの方で現在のところ申し上げかねます。

○阿部竹松君 そうすると、鉱業権者はこうしなければならぬ、保安管理者はこうしなければならぬといふその意見に対して、あなたの方では正しいと、それはやむを得なからうと言つて断定したのであるから、つまり責任はあなたの方にあるわけですね、そういうことでしょうか。

○政府委員(小岩井康朝君) それは考へようがたうござんすが、現地の監督部長の処断をいたしましたのは、先ほど申し上げましたように、規則の二十四条の二項二号、これは保安管理者が独自でできるものであります。たまたま監督官が山におじやまをしておりまして、ちよつと時間間に合つたので、鉱業所長から相談を受けた。しかし相談を受けてみれば、二十四条の二項二号で参りなさいといふわけにも参りませんので、いろいろ事情を聞きまして——まだ調査も何もしてありません、着いて間もないのでありますから——かくかくの事情ならばいたし方ないでしようという、間接的な同意をいたしましたのであります。あるいはそれが、もちろん同意になるかもしれないし、その処置につきましては、私どもももちろん責任を感じておりますが、判定は私どもの方であるといふことは申し上げかねます。

○阿部竹松君 炭礦汽船の大溝さんと森下さんに、これは事故の対策で非常にお渡しになっておるので、御質問するのでもうかと思ひますが、一つ二つ伺ひたいと思ひます。大へん失礼ですが、今本社というところで、昔でしよが、おありでしよがね、現地に。

○参考人(大溝友吉君) 私は夕張には、前後通じまして十一年ばかりおります。

○阿部竹松君 そうしますと、さいげん阿貝根委員も質問しておりました。四時半に事故が起きて、それから坑外連絡をして、そうしてあそこを清水沢とか平和とか真谷地、登川、新夕張、夕張本鉱とかあるのですが、そ

すると二時間ないし三時間くらい救命器隊が大体全員とも行かれて……。私も夕張出身であるからわかるのですが、そのくらい集まつて、対策を講じられるような、道は悪いのですが、バスは通つておりますから、そのくらいのことではできると、常識判断ですから、当然か当らぬかはわからぬのですが、私ども思ひますが、そうすると、時間が相当かかったように思ひます。この点はどうか判断されているのですか。

○参考人(森下星一君) 救護隊のお話ですが、清水沢の方にも三班くらいは隊員がおりますし、これは想像ですが、何も報告はされておきませんが、おそらく二時間くらいは清水沢に待機しておつた場合はかかると思ひました。ただ今回の事件が、排気側の方が充満しておつたといふこともわかつておりますし、排気側の方は、縦坑の下までは救命器を使わずに入れるような状態になつておつたわけでありまして、それで縦坑から上の座といふのは、いわゆる炭層の座でございまして、ここが非常に燃えておると、それから燃えた結果はどうなるかと申しますと、ある時間がたつと崩落といふのが伴います。そうすると、いわゆる通気の変更によりまして、ガス爆発といふことも考えられるので、おそらくこれも想像ですが、保安管理者はその排気側に救命器を入れることを控えたのだらうと想像いたしております。これは私の想像ではなはだあれですが、清水沢坑にも三班ばかり編成しておりますか

ら、おそらく清水沢は二時間くらいで招集ができたはずだと思つておりますが、招集の命令を出したか出さなかつたかも報告を受けておりませんから、この点悪しからず御了承願ひたいと思ひます。

○阿部竹松君 保安を担当されているのですから、先生に向つて生徒が聞くようなものですが、一酸化炭素があつても、煙があつても、救護隊は救命器をしようとしているから入れるわけですが、爆発のおそれとか、温度が高くなつて、火災が起されれば当然入れぬでしようけれども、さいげんから大溝さんのお話をお聞きすると、一酸化炭素は何かパーセントあつたとか、煙がどうで入れなかつたといふよりなお話しですが、そういうことでなくして、爆発のおそれがあるとか、崩落のおそれがあるとか、あるいは火がぼんぼん燃えてきて熱くて入れぬといふようなことではなからうかと思ひますが、しかし、それにしてもあまり時間的におそかつたからだんだん延焼してきて、小さい煙やが太きくなつてしまつたのではなからうか。もう少し急々にやれば、これはあまり火がぼんぼん燃えたり、煙が出たり、一酸化炭素のパーセントがどんどん上らぬうちに処置できたのではなからうか、こういうふうに判断をするが、この点が一つ。

もう一つ、十二時四十分によりやく坑内注水をするような設備ができた。十二時四十分といふ四時から計算して七、八時間経過するのです。そうすると七、八時間経過しなければならぬ注水の準備がでない、あるいはエアール・ポンプを使つても、それを

先の方をぶちこわさなければ注水できないというふいふことで、私ちよつとそのあたり不思議なんですが、この点はいかがでしょうか。

○参考人(大溝友吉君) 先ほど申しました、その十二時四十分でできたというのは、坑口に消防ポンプを、一般に使用します消防ポンプを、あれを持ってきて、夕張側から水を揚げまして、二千メートルの間消防ポンプのホースをつないで、その先にあります。(図を示す)ここに、この手前が二千メートルあります。ここに圧搾室があるものでございますから、ここまでホースを持ってきて、この圧搾管につないだのでございます。それで、大體見ますとやはりそのくらの時間はかかると思っておりますが、それは一時間とか三十分とか、もっと早くならなかったかというところは、想像でありまして、大體そのくらの時間を要すると考えるのであります。

それから圧搾管としまして先をぶちわらなければならぬというふうなお話がありました。そう、このこと、ここまでこのポンプの排水鉄管がきておきますので、この排水鉄管に圧搾鉄管をつなぎまして、揚水管を壁の下に水を流す方法をとったわけでありまして、ここまでは水平坑道のところですから、排気なのであまり危険がないわけ、七時三十分ごろ早くやったというところは、おそろく事態が悪化しないうちに、その点だけを早く段取りしておこうというところで、朝の七時三十分ごろにやったのではないかと想像しておりますのですけれども……

○阿部竹松君 そうしますと、二名がまだ坑内に残っておるにもかかわらず

密閉した、その最大の理由はどうかです。最大の理由が、たとえば切羽がなくなつてしまふからとか、坑道が崩落で使えなくなるとか、理由はいくつあるでしょうが、密閉した。二人の人間の生死がわからぬにもかかわらず密閉した理由が、それを、最大の理由を一つお聞きしたいのですが……

○参考人(大溝友吉君) 先ほどから二人の生死云々の問題が議論されておりますので、保安管理者としては、そのいろいろな情勢から判断しまして、生存はむずかしいのではないかと、絶望ではないかという判断の次に、密閉という問題が出るわけでございますが、ではその密閉をどうしてしなければいけぬかという点は、先ほど保安局長からもお話がありましたように、あつたところ二人が大體において絶望であるという想定のもとに立ちましても、その死体を出すにはまた再び坑道を取り上げていかなければならぬ。何分あつたところ二人が火災も盛んになつてきつておきますので、それをそのまま死体を出す時期も、当然現場が荒れるに従つておくれる、できるだけこれを、早く火をしずめることが、今後のいろいろの罹災者のあとの処置に対しても早いのではないかと考え、それからガスも漸次与へつてありますので、これを放置しておけば、いつこの次は爆発を起すか、その危険も出る、そういう点も考えられる。それでこの密閉をして、早くこういふような危険な状態を取扱しなければいけない、こ

ういふ判断であると、私は想像しております。

○阿部竹松君 そうすると、こつたことですね、とにかくこのまま放置しておけば坑内が腐蝕と化してしまふ。従つてどうせ二人の人が、お気の毒であるが、なくなつたのであるから、このまま放任しておくと二人の死骸すら回収ができない。そこで密閉をして、とにかく坑内の火を消してしまふ。そこで取り上げをやつたり、いろいろな手段を講じて、二人のなくなつた方をやはり掘り出すことができるから、こつた目的で密閉をなさつた、こつたことなんですね。

○参考人(大溝友吉君) そうなんです。それともう一つつけ加えておきたいことは、あの事態としましては、放置しておきますと、ガス爆発もあり、さらに災災を大きくするおそれもある、そういう点もあると思つておられます。

○阿部竹松君 そうしますと、二つの紀要でやられたようですが、もう一つだけ伺いたいんですが、大野さんという人と、箕輪さんが二人いるわけですね。箕輪さんという人は保安担当の主任さんで、大野さんという人は切羽関係の担当の係員ということになるんですね。

○阿部竹松君 最後に、一つ伺いたいです。さいげんの大溝さんのお話しですと、箕輪さんという人が、火が出て煙が出たので上の方へ行つたところが、大野係員と会つた。そこで、こつた事情だから切羽の作業をして、この者の引き揚げを命じたというお話でもあつたので、この通りであるのかどうかということ、もう一つは、途中で電氣は来ているのだが、切羽まで行くところのベルトがとまつておつて、電動機がとまつておつたわけですね、つまりさいげんの小西委員の発言の中にもあつたと思ひますが、どこに故障があるかわからないが、とにかく人間がとめたのではなくして、事故によつてとまつたんですが、スイッチを入れろといつて係員がだね、何といひますか、従業員に命じていかれたのかどうかということ、もう一つは、そのときその辺でガス測定をやつたかどうか、これはおわかりになるかどうか、これはおわかりになるかどうか、お知り願ひたいと思ひます。

○参考人(大溝友吉君) 箕輪がこつた回つてきたときにベルトがとまつておりました。これを上げて、こつたところ、これは氏名ははつきりわかりませんが、たれかが、電氣はかかるようになつたと言つたので、このままこつたへ帰つてきて、こつた来て運転手にベルトをかけてもらった。そうしたところが、ベルトがかかつて、コンベヤが運転し始めた。それで電氣が来たといふことがわかつたので、その次には局部扇風機をかけなければい

かぬ

といふことで、ガス検定をして、この大溝という運転手に扇風機をかけるように言つて、これは帰つたそうです。それでどうも時間的のあれを見ますと、箕輪が高橋に命じて、高橋がすぐ局部扇風機をかけたように思われな

○山本總務君 先ほど阿具根委員の方から質問があつて、局長の方の御答弁は私も伺つておつたんですが、それはあの保安規則の二十四条の問題です。そこで今後さらに審査を進める上から、それからいふことは、基本的に、わ

○山本總務君 そうしますと、今の局長のお話を私の受け取り方が誤りで

手段方法を講じられてくることと思ひます。しかしどちらを先に考えるかというところ、これはもちろん疑う余地もない、資源の保護よりも人間の救助をまず第一に考えるのが至当であると考えております。

○山本経勝君　そうしますと、先ほどの当時そのときの状況から、保安管理者がとつた措置並びに現場に派遣されたおつた監督官の承認を受けたか受けないかは別といたしまして、一応話があつてやむを得ない方法であると判断をされたというのですが、その場合のいわゆる責任というものは、これは先ほど阿具根委員からも質問しておつたが、局長の答弁は非常にあいまいである。この問題に対する私の解釈から申しますと、それはやはり保安管理者にありはせぬかと思うのですが、この法の解釈はどうなんですか。

○政府委員(小岩井康朗君)　これは先ほどから何回も申し上げました通りに、緊急の場合の処置でありますので、保安管理者が一応全責任を持つてやるということになります。ただ、今回の場合は監督官がたまたま事前に間に合ひまして、着いてすぐ相談を受けておりますので、これは表面は相談を受けたけれども独自でもできると、またやるべきだということですが、相談があつてまだ調査も何もしておりませんので、監督官としては正式によろしいと言つたわけではないということをお電話で入れておられますけれども、おそろくその気持をいたしましては、山側から単独でできることではあるけれども、相談を受けておるので、一応事情を聞いて、かくかくの事情ならいたした方あるまいという間接の同意をしたものと、私どもは考えております。もちろん、全責任は保安管理者にあるわけでございます。緊急事態の処置ということで。

○山本経勝君　そうしますと、つまり今の現場には監督官が行かれて、それは私ども炭鉱出身ですから、よく炭鉱の事情はわかつておる。そこで、その現場に行かれた監督官に、保安管理者が、ただかくかくの状況なり、そこで坑内に残つてゐる二名の者はどうなつておるかということ、確認はしておらないけれども、それをすでに死亡したものと諸情勢から判断をした、こういうふうになつてくると、やむを得ぬ、次第の措置としてそういうことが、この筋道は、私も一応、いい悪いは別問題として、事実として承認をいたしますが、そこで私が伺つておるの、まず第一番に、その保安管理者が判断した、そうしていわゆる密閉、あるいは水没することによつて火災をとめる、災害をとめる、ところが、そのことは、同時に坑内に残つてゐるところの二名の生命を永久に葬ることを意味すると思ふ。そういたしますと、その場合の責任が保安管理者にあることは言ひまでもない、保安管理者が一応監督官に相談をして、相談を受けた監督官もまたこれはやむを得ない措置であらうということに相なつてきたといふと、もともとその責任は保安管理者にあることは明確なことだと思ふ。ところが、それに同意を与えた監督当局も、これまた私はその責任の一半を背負わなければならぬものと解釈いたしますが、誤りであるかどうか、その点の解明を願つておきたい。

○政府委員(小岩井康朗君)　その通りでけっこうだと思ひます。

○山本経勝君　そこで、もう一点私伺つておきたいのですが、先ほど阿部委員の方から質問の中で、一昨年打ち続く炭鉱ガス爆発に際しまして、私当の倉石労働大臣に対して、この災害予防の措置に対する具体的な勧告を通産大臣にしてほしいというところを、実はおたしておいた。そこで先ほどの質問もあつたのですが、これは今後の社労の委員会の審議にも関連を持ちますので、ここで再確認をしておきたい。その際に倉石労働大臣から通産大臣に対してまして勧告をいたしました内容は御記憶であらうが、あるいはそのとき正式文書で出されたものと聞いておりますが、おそろく文書があると思ひますが、その点ここで御発表を願つておきたい。

○政府委員(小岩井康朗君)　今はつきり全文は記憶していませんけれども、大体災害の頻発に対する、全般的のごく普通の注意事項のほかに、私どもが非常に気にいたしましたのは、ガス抜きを大いに奨励してほしいということが入つておりました。なお正確には、一つ書面がございしますから、別途に申し上げたいと思ひますが、このガス抜きにつきましては、その後各炭鉱にでき得る限り、ガスの比較的多いところには、ガス抜きを実施してもらつております。ことに最近では、御承知のように従来とまるまり違ひまして、従来全くなかつた坑内のメタンガスを、別個の会社にも販売しておりますし、また、かたがた地所内でも、これを原料といたしまして、いろいろな製品を作る段

階に進んでおります。なお、数も非常にふえてきておりますが、もし詳しい数字でございましたら、別にお話を申し上げます。

○山本経勝君　今のガス抜きの問題は、仰せの通りなんです。そこで私今度の災害について、一応基本的な点は、きょうこの委員会でもよくよろしいですが、資料をお出し願ひたい。炭鉱災害の三十一年度までの模様では、今の白書の中にも載つてゐるようですが、災害が減少したというので、非常にお喜びになつておられますが、私ども数では一応減つたように見られますが、実態はそうではないと思ふのです。そういう点、もしできれば災害統計の詳細なやつを、一つお出し願ひたいと思ふ。

○政府委員(小岩井康朗君)　けつこうでございします。仰せの通りにいたします。

○山本経勝君　そうしますと、きょう答弁したくじやなくて、あとから資料で出していただく、こういうことですか。

○政府委員(小岩井康朗君)　ただいまのお話は、実はちよつといふ現地に、多少問題がございまして、調査がおくられておりますので、日にちを切られまして、少し困難と思ひますが、ごく近いうちに御報告ができると考えております。

○委員長(松澤兼人君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君)　速記を始め参考人の方々には、いろいろ事故が起きました直後でございまして、その跡始末等にお忙がしいところを、この委員会に出席いただきまして、委員の質疑にお答えいただきまして、ありがとうございます。大へん長く時間をとおりました恐縮に存じます。ありちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君)　速記を始め本件は人命、人権に関する重要な特異な案件でありますので、阿具根委員の質問に際しましてまだ十分に明らかになつてはいないところもありまして、先ほど阿具根委員から現地に委員派遣をして調査をするようにというお話もあつたわけでも、その取扱ひにつきましては、委員長、理事打合会に一任していただくことに御異議ございしませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君)　御異議ないものと認めます。

それでは、この問題につきましては、後ほど委員長、理事打合会を開きまして御相談し、その結果、また全体の委員の方々に御相談申し上げたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十一分散会

四月五日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中小企業団体法制定に関する諸願
(第一六三二号)(第一六六二二号)
(第一六六三三号)(第一六六四四号)
(第一六六五五号)(第一六六六六号)
(第一六六七七号)(第一六七八八号)
(第一六八九九号)(第一六九〇〇号)
(第一六九一一号)(第一六九二二号)
(第一六九三三号)(第一六九四四号)
(第一六九五五号)(第一六九六六号)
(第一六九七七号)(第一六九八八号)
(第一六九九九号)(第一七〇〇〇号)

- 一、愛媛県新居浜、西条両市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の諸願(第一六七一号)
一、小売市場振興法制定に関する諸願(第一六八二号)(第一六八九号)
(第一六九〇号)(第一七二〇号)

- 一、滋賀県に中小企業金融庫出張所設置の諸願(第一七二三号)
一、がん撲滅対策費充当のための特別自動車競技開催許可に関する諸願(第一七二六号)

- 第一六三二号 昭和三十三年三月二十三日受理
中小企業団体法制定に関する諸願

- 請願者 長野県南安曇郡越中町六、〇八一中央理容器工業企業組合内 上田 与作

紹介議員 小山邦太郎君
中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極

めて不安定な状態にあるから、業者相互間の過度の競争を防止するとともに、他から受ける不当な圧迫を排除してその経済的社会的地位の向上を図るため、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)中小企業の定義の明確化、(七)民主的自力運営を骨子とした中小企業団体法を議員立法によって制定せられたとの諸願。

- 第一六六二二号 昭和三十三年三月二十三日受理
中小企業団体法制定に関する諸願

- 請願者 徳島県麻植郡川島町大字川島 後藤田新吉外七名

- 紹介議員 紅露 みつ君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六六三三号 昭和三十三年三月二十三日受理
中小企業団体法制定に関する諸願

- 請願者 横浜市磯子区原町三 齊藤正次郎外二十六名

- 紹介議員 井上 清一君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六六四四号 昭和三十三年三月二十三日受理
中小企業団体法制定に関する諸願

- 請願者 京都市下京区猪熊通 綾小路下ル 徳岡大吉

- 紹介議員 青山 正一君 雨森 常夫君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六七〇号 昭和三十三年三月二十三日受理
中小企業団体法制定に関する諸願
請願者 山梨県甲府市桜町一七 甲府織維製品卸商連盟
内 清水喜幸外五十四名

- 紹介議員 廣瀬 久忠君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六七一一号 昭和三十三年三月二十三日受理
愛媛県新居浜、西条両市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の諸願

- 請願者 愛媛県新居浜市泉川愛媛電柱敷地補償料対策協議会内 藤谷隆太 郎外四十五名

- 紹介議員 湯山 勇君
四国電力株式会社は、西条市の火力発電所から新居浜市工場地帯に對し送電を増加するため、新たに送電線を架設することに決定し、昭和三十三年八月鉄塔建設を完了すると直ちに架線を開始したのであるが、この架線が行われると線下に該当する幅七間長七間、延面積にして四千九百坪の土地は、電気事業法によつて制約を受け、宅地としての価値を完全に失うことになるため、土地権利者はその算定損害額の補償(一級地坪当り四千円、二級地二千五百円、三級地千円以上)を会社に要求し折衝を続けてきたのであるが、会社では誠意ある交渉を行うことなく直ちに県の土地収用委員会に提訴され、遂に土地細目書の公告も終り、この数日を出ずして裁決申請が行われる実状にあるから、すみやかに公正妥當な補償と解決が行われるよう善処せられたとの諸願。

- 第一六七八号 昭和三十三年三月二十七日受理
中小企業団体法制定に関する諸願
請願者 名古屋市中区和島退町三ノ一三 田中吉武

- 紹介議員 草葉 隆圓君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六七九号 昭和三十三年三月二十七日受理
中小企業団体法制定に関する諸願(二通)

- 請願者 京都市下京区七条通烏丸西入ル日本中小企業政治連盟京都府支部 内 山内伊三外一名

- 紹介議員 大谷 登潤君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六八〇号 昭和三十三年三月二十七日受理
中小企業団体法制定に関する諸願

- 請願者 熊本市阿弥陀寺町八 江口國普

- 紹介議員 寺本 廣作君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六八一号 昭和三十三年三月二十七日受理
小売市場振興法制定に関する諸願

- 請願者 京都市下京区千本通七条上ル分木町京都市公設市場連合会内 串谷 義一外三百三名

- 紹介議員 井上 清一君
わが国の産業構成において中小企業は重要な地位を占め、中でも小売市場は国民消費生活の安定と向上に密接な関

連性があるが、最近小売市場の急激から市場相互間に激しい無益の競争を生み、そのうち特に資本力に乏しい大多数業者は経営に苦しみ不安定な状態におかれていて、小売市場が他から受ける不当な圧迫を排除して業者間の過度の競争を防止し、経済的、社会的地位の向上を図るため、小売市場振興法を制定せられたとの諸願。

- 第一六八六号 昭和三十三年三月二十七日受理
中小企業団体法制定に関する諸願(二通)

- 請願者 東京都板橋区志村清水町四〇三株式会社一興 電線製造所内 萩原留吉外一名

- 紹介議員 鶴見 祐輔君
この諸願の趣旨は、第一六三二号と同じである。

- 第一六八九号 昭和三十三年三月二十八日受理
小売市場振興法制定に関する諸願

- 請願者 京都市伏見区阿替町十一丁目 下村政一外二百四十五名

- 紹介議員 井上 清一君
この諸願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

- 第一六九〇号 昭和三十三年三月二十八日受理
小売市場振興法制定に関する諸願

- 請願者 京都市左京区田中門前自治会内 浅村善之助 外三百三名

- 紹介議員 大野木秀次郎君 小西 英雄君

四

ば、設立することができない。

第十四条 商工組合連合会の地区は、全国とする。ただし、商業又はサービス業に属する事業を資格事業とするものの地区は、都道府県の区域によることができる。

第十五条 商工組合連合会の地区は、資格事業の種類の一部又は一部が同一である他の商工組合連合会の地区と重複するものであつてはならない。ただし、商店街組合をもつて組織する商工組合連合会の地区と商店街組合以外の商工組合をもつて組織する商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条 商工組合連合会は、会員たる資格を有する商工組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

第二節 事業

(商工組合の事業)

第十七条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行ふものとする。

一 組合員が生産(加工を含む。以下この号において同じ)をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限

二 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

四 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

五 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類又は提供の数量若しくは方法に関する制限

六 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合における役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

七 技術的理由により第一号、第三号又は第五号に掲げる制限を実施することが著しく困難である場合における資格事業に係る物若しくは役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物の若しくはその物の原材料の購買価格の制限

八 前各号に掲げる制限に附帯する事業

2 商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 前各号の事業に附帯する事業

3 商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の方に前項の事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分額の総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分額の総額の百分の二十をこえてはならない。

4 商工組合は、その事業に関し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

5 商工組合の事業については、協同組合法第九条の二第三項から第六項まで及び第九条の三から第九条の七まで(事業協同組合の事業)の規定を準用する。

(調整規程の認可)

第十八条 商工組合は、その実施しようとする前条第一項の事業(以下「調整事業」という)に関し次の事項を定めた規程(以下「調整規程」という)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 前条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項

第十九条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第九条に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第二十条 主務大臣は、第十八条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第十八条の認可があつたものとみなす。この場合には、商工組合は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 主務大臣が第十八条の認可の申請に関し商工組合に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその商工組合に通知しなければならない。

(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第二十一条 主務大臣は、調整規程の内容が第十九条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その商工組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の廃止の届出)

第二十二条 商工組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等の議決)

第二十三条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(過怠金)

第二十四条 商工組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(監査員)

第二十五条 商工組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)

第二十六条 商工組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当つては、その従業員に

不利益を及ぼすことがないようによりに努めなければならない。

第二十七條 商工組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入についてその離職した者に優先権を与へるようによりに努めなければならない。

(組合協約の認可)

第二十八條 商工組合がその行つ調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十七條第四項の組合協約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第九條に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその變更後の組合協約の定によりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定により遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の組合協約については、第二十条から第二十二條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條中「第十九條各号」とあるのは、「第二十八條第二項各号」と読み替へるものとする。

(組合交渉の応酬)

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十七條第四項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、その交渉に応ずるようによりに誠意をもつて措置しなければならない。

一 商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のもの

二 商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者をもつて組織する第十一條第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合

三 商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの

四 地区内において資格事業を行う事業者(資格事業を営む者を除く)であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの(政令で定める者に限る。)

2 商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならない。(勸告)

第三十條 主務大臣は、前条第一項の規定による申出が行われた場合において、その商工組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その商工組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることができ

る。

(商工組合連合会の事業)

第三十一條 商工組合連合会は、会員たる商工組合が行つ調整事業の全部又は一部についての総合調整及びこれに附帯する事業を行うものとする。

(総合調整規程の認可)

第三十二條 商工組合連合会は、その実施しようとする前条の事業に關し次の事項を定めた規程(以下「総合調整規程」といふ。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 会員たる商工組合が行つ調整事業の第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の総合調整

二 前号の制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に關する事項の総合調整

(準用)

第三十三條 商工組合連合会の事業については、第十七條第二項から第五項まで、第十九條から第二十五條まで及び第二十八條から第三十條までの規定を準用する。この場合において、第十七條第二項第一号、第三号及び第四号、第三項並びに第四項中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合及びその組合員」と、第二十八條第一項及び第二項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と

と、第二十九條第一項及び第三十條中「商工組合の組合員」とあるのは「商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(出資)

第三十四條 第十七條第二項(前条)において準用する場合を含む。)の事業を行う組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」といふ。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であつて、組合の承諾を得たものは、この限りでない。

3 出資組合の組合員の責任は、第四十條において準用する協同組合法第十二條第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

4 出資については、協同組合法第十條第二項、第三項及び第五項(出資一口の金額等)の規定を準用する。

(非出資組合の組合員の責任)

第三十五條 出資組合以外の組合(以下「非出資組合」といふ。)の組合員の責任は、第四十條において準用する協同組合法第十二條第一項の規定による経費の負担を限度とする。

(議決権及び選挙権)

第三十六條 組合員は、各、一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、商工組合連合会

の会員に対しては、その組合員の数に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

2 議決権及び選挙権については、協同組合法第十一條第二項から第五項まで(議決権等の行使)の規定を準用する。

(加入)

第三十七條 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四條第二項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 非出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第三十八條 非出資組合の組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第十九條(法定脱退)の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第十八條(自由脱退)及び第二十条から第二十

二条まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(持分の払戻の特例)

第三十九条 出資組合の組合員が第三十四条第二項ただし書の承諾を得た場合については、協同組合法第二十条から第二十二条まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(準用)

第四十条 組合員については、協同組合法第十二条(経費の賦課)、第十三条(使用料及び手数料)及び第十四条(加入の自由)の規定を、出資組合の組合員については、同法第十六条(相統による加入)、第十七条(持分の譲渡)及び第二十三条(出資口数の減少)の規定を準用する。

第四節 設立、管理、解散及び清算

(発起人)
第四十一条 商工組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の中小企業者が、商工組合連合会を設立するには、その組合員にならうとする二以上の商工組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第四十二条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名氏及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号(商工組合連合会にあつては、第一号を除く)に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 資格事業について第九条に掲げる事象が生じていること。

二 商工組合にあつては第十二条の、商工組合連合会にあつては第十六条の要件を備えていること。

三 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

四 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。

五 第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む)の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。

3 第一項の認可については、第二十条の規定を準用する。

(定款)

第四十三条 組合の定款には、次の事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く)を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所のある所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払戻の方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立の方法

十一 役員の数及びその選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(規約)

第四十四条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(移行)

第四十五条 非出資組合であつて、第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む)の事業を行うものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第

二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払戻をさせなければならない。

3 総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができる。

4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において第四十九条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三項(出資の第一回の払戻の金額及び現物出資の給付)の規定を準用する。

第四十六条 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

2 前項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二条まで(持分の払戻)、第五十六条及び第五十七条(出資一口の金額の減少)の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九条」とあるのは、「第五十条」と読み替へるものとする。

(準用)

第四十七条 組合の設立については、協同組合法第二十七条(創立總會)、第二十八条(理事への事務引継)及び第三十条から第三十二条まで(成立の時期等)の規定を、

出資組合の設立については、同法第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払戻)の規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

2 組合の管理については、協同組合法第三十五条から第五十五条まで(役員、總會、総代会等)の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第五十九条第一項及び第二項、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、同法第三十九条第一項中「規約」とあるのは、「規約、調整規程又は総合調整規程」と、同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「組合員の十分の一以上」とあるのは「組合員の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上)に当る議決権を有する会員」と、同法第四十一条第四十四項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数(商工組

第五節 登記

(設立の登記)

第四十八條 組合は、第四十二條第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九條第一項から第三項までの規定による出資の払込）があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項（非出資組合にあつては、第五号の事項を除く。）を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
- 六 存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因
- 七 役員の名及び住所
- 八 組合を代表すべき理事の氏名
- 九 数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
- 十 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(移行の登記)

第四十九條 非出資組合は、第四十五條第二項に規定する出資の第一回の払込があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間

以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

第五十條 出資組合は、第四十六條第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日から、主たる事務所のある所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、非出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一條 組合の設立の登記は、役員の名の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七條第一項において準用する協同組合法第二十九條第一項から第三項までの規定による出資の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十三條第二項において準用する同法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(移行の登記の申請)

第五十二條 第四十九條の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五條第二項に規定する出資の第一回の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第五十三條 第五十條の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六條第二項において準用する協同組合法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(準用)

第五十四條 組合の登記については、協同組合法第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十七條から第九十二條まで、第九十四條、第九十五條第一項及び第二項並びに第九十六條から第九十三條まで（登記）の規定を、出資組合の登記については、同法第八十六條第二項及び第九十五條第三項（変更の登記等）の規定を準用する。

この場合において、同法第八十四條第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五條第一項、第八十六條第一項、第八十九條並びに第九十五條第一項及び第二項中「第八十三條第二項」とあり、同法第八

十五條第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体法第四十八條第二項」と、同法第八十六條第二項中「第八十三條第二項第五号」とあるのは「中小企業団体法第四十八條第二項第五号」と、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、同法第九十四條中「第八十三條第五項」とあるのは「中小企業団体法第四十八條第三項」と、同法第九十七條第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十八條第二項中「第九十三條第三項及び前条第二項」とあるのは「前条第二項及び合併によつて消滅する組合が中小企業団体法第三十四條第二項に規定する出資組合であるときは同法第五十一條第三項」と読み替へるものとする。

第六節 加入命令及び事業活動の規制に関する命令

(加入命令)

第五十五條 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものの事業活動が第九條に掲げる事態の克服を阻害するときは、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれ

(聴聞)

第六十条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行い、広く一體の意見をきかなければならない。

(調整規程等の変更命令)

第六十一条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る顔工組合又は商工組合連合会若しく

はその会員たる商工組合に対し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることがで

第六十二条 主務大臣は、第五十五

七条の規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が變

更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。

第六十三条 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その

命令が効力を失うまでは、第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号又は

第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

2 第五十五条第一項の命令に係る

業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四条 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第六十五条 第五十六条又は第五十七条の規定による命令に基く登録、制当、検査その他の処分を受ける者は、省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第六十六条 次に掲げる者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

一 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員で

あつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者

第七節 監督

(主務大臣の命令)

第六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止してゐると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第六十八条 主務大臣は、第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(商工組合等に対する解散の命令)

第六十九条 主務大臣は、商工組合が第九条又は第十二条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき

は、その商工組合に対し、解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、商工組合連合会が第十六条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその会員たる商工組合が一となつたときは、その商工組合連合会に対し、解散を命ずることができる。

3 主務大臣は、組合が第六十七条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第六十二条の二(弁明の機会の供与)の規定を準用する。

第七十条 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。ただし、行為の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

(準用)

第七十一条 組合の監督については、協同組合法第四十四条から第五十五条の二まで(不服の申立等)の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に當る議決権を有する会員)」と読み替へるものとする。

定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に當る議決権を有する会員)」と読み替へるものとする。

第八節 中小企業安定審議会

第七十二条 通商産業省に、中小企業安定審議会を置く。

第七十三条 中小企業安定審議会(以下「安定審議会」という)は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮問しなければならない。

第七十四条 安定審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、安定審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十五条 安定審議会の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十六条 安定審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十七条 安定審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第七十八条 安定審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七十九条 安定審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長を指名する。

4 安定審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて安定審議会の決議とすることができる。

第八十条 前条に定めるもののほか、安定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業大臣が定める。

(中小企業調停審議会)

第八十一条 通商産業省に、中央中小企業調停審議会を置く。

2 都道府県は、第九十五条の政令で第三十条の規定による主務大臣の勧告の権限の全部又は一部が都道府県知事に委任されたときは、都道府県中小企業調停審議会を置くことができる。

第八十二条 中央中小企業調停審議会に、関係各大臣の、都道府県中小企業調停審議会に、都道府県知事の諮問に応じ、組合協約に関する重要事項を調査審議する。

第八十三条 中央中小企業調停審議会は会長一人及び委員九人以内で、都道府県中小企業調停審議会

は会長一人及び委員六人以内で組織する。

第八十四条 中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する)の会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣又は都道府県知事が任命する。

第八十五条 調停審議会の会長及び委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八十六条 調停審議会の会長及び委員は、非常勤とする。

第八十七条 調停審議会の会長は、会務を総理する。

第八十八条 前条に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業大臣又は都道府県知事が定める。

第九節 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第八十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の認可を受けた組合規約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不正な取引

方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第二十一条(第二十八條第三項(第三十三条において準用する場合を含む)又は第三十三条において準用する場合を含む)の規定による処分をした場合を除く)。

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、組合が第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む)の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第九十条 主務大臣は、第十七条第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第十八条若しくは第三十二条の認可をしようとするとき、又は

その調整規程若しくは総合調整規程に係る組合規約について第二十八條第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第十八条、第二十八條第一項(第三十三条において準用する場合を含む)若しくは第三十二条の認可をしようとするとき(前項に規定する場合を除く)、又は第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第二十一条(第二十八條第三項(第三十三条において準用する場合を含む)又は第三十三条において準用する場合を含む)又は第六十一条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第十八條若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十九条各号(第三十三條において準用する場合を含む)に適合するものと認めるとき、又は組合が第二十八條第一項(第三十三條において準用する場合を含む)の認可を受けた組合規約の内容が第二十八條第二項各号(第三十三條において準用する場合を含む)に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第二十一条(第二十八條第三項(第三十三條に

おいて準用する場合を含む)又は第三十三條において準用する場合を含む)の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(排除措置)

第九十一条 公正取引委員会は、商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員であつて中小企業者以外のものが第十七条第二項(第三十三條において準用する場合を含む)の事業を利用することが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するおそれがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

2 前項の場合については、協同組合法第八條及び第九條(排除措置の手續等)の規定を準用する。

(報告の徴収)

第九十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合員たる資格を有する者又は第二十九條第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたものに對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第九十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を持参し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣)

第九十四条 この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条の規定による報告に關しては、その交渉の相手方の行為を所管する大臣(その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行為を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)及び組合の資格事業を所管する大臣とする。

2 主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消又は勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(権限の委任)

第九十五条 この法律により主務大臣の権限に屬する事項は、政令で

定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第四章 組織変更

(事業協同組合への組織変更)

第九十六条 次の各号に適合する商工組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、事業協同組合になることができる。

一 第十七条第二項の事業を行つてゐること。

二 協同組合法第七條第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となつてゐること。

三 組合員の全部に出資をさせてゐること。

四 その商工組合について第五十五條第一項若しくは第五十六條の規定による命令がされ、又はその商工組合が会員となつてゐる商工組合連合会について第五十七條の規定による命令がされてゐないこと。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 総代会においては、第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができる。

5 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、

役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6 前項の認可については、協同組合法第二十七條の二第三項（設立認可の基準）及び第百十一条（所管行政庁）の規定を準用する。

7 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十九條第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

8 商工組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(商工組合への組織変更)
第九十七條 次の各号に適合する事業協同組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、出資組合たる商工組合になることができる。

一 資格事業について第九條に掲げる事態が生じてゐること。

二 その地区が資格事業の種類の一部又は一部が同一である商工組合の地区と重複するものでないこと。（商店街組合になる事業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。）

三 第十二條の要件を備へてゐること。

2 前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項ま

での規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六項中「協同組合法第二十七條の二第三項」とあるのは「第四十二條第二項」と、同条第七項中「第九十九條第一項」とあるのは「第百一条第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

(役員の変更)

第九十八條 商工組合が第九十六條第一項の規定により事業協同組合になつたとき、又は事業協同組合が前条第一項の規定により商工組合になつたときは、次条第一項又は第百一条第一項の規定による登記をした日から九十日以内に、役員全部の改選をしなければならない。

(組織変更の登記)

第九十九條 商工組合は、第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四條において準用する協同組合法第八十八條の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合については登記については、協同組合法第九十七條第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合については登記については、同法第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條

(設立の登記の申請)の規定を準用する。

第百條 事業協同組合は、第九十七條第二項において準用する第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八條の登記を、商工組合については第四十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合については登記については、協同組合法第九十七條第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、商工組合については登記については、第五十一條第一項及び第二項並びに協同組合法第九十四條（従たる事務所の所在地における設立の登記の申請）の規定を準用する。

第五章 中小企業団体中央会
第百一條 中小企業団体中央会については、協同組合法の定めるところによる。

第六章 罰則

第百二條 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第百三條 次の各号に掲げる者がその職務に関しわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

一 第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の役員又は職員

二 第六十四條の規定により第五十六條又は第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するもの

第百四條 前条各号に掲げる役員又は職員にならうとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条各号に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条各号に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関しわいろを受取し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百五條 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百六條 第百三條又は第百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第七百七条 第六十六條の規定に違反して、その職務に因して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七百八条 第五十六條又は第五十七條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七百九条 第十八條又は第三十二條の認可を受けずに調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第七百十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第三項の規定に違反した者

二 第十七條第五項(第三十三條において準用する場合を含む。)において準用する協同組合法第九條の三第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十二條(第二十八條第三項(第三十三條において準用する場合を含む。))又は第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第七十一條において準用する協同組合法第五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第九十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十三條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七百一十一條 第六十一條又は第六十七條の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第七百一十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十八條又は第九十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本條の刑を科する。

第七百一十三條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合又は事業協同組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠つたとき。

二 第九十六條第八項(第九十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七百一十四條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行ふことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十七條第三項(第三十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第七百一十五條 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第八條第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第七百一十六條 組合については、協同組合法第五十五條第三号から第十号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第七百一十七條 第九十一條第二項において準用する協同組合法第八十八條において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律(以下「新法」という。)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(中小企業安定法の廃止)
第二条 中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号。以下「旧安定法」という。)は、廃止する。(商工組合等への移行)
第三条 旧安定法による調整組合又

は調整組合連合会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなす。

第四条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員であつて、新法の施行の際現にその職にあるものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなす。

2 前項の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなされた者の任期は、それぞれその者が旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員となつた日から起算する。

第五条 附則第三条の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなされた調整組合又は調整組合連合会は、新法の施行の日から三月以内に必要

な定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可の申請をしなければならない。

2 主務大臣は、前項の調整組合又は調整組合連合会が同項の期間内に同項の申請をしなかつたときは、その調整組合又は調整組合連合会に対し、解散を命じなければならない。

3 第一項の調整組合又は調整組合連合会は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。

4 前項の場合については、協同組合法第八十八條(解散の登記)及び

第九十七條第三項(解散の登記の嘱托)の規定を準用する。この場合において、同項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

5 第一項の調整組合又は調整組合連合会については、第八條第一項の規定は、第一項の定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があるまでは、適用しない。

第六条 新法の施行前に前条第一項の調整組合又は調整組合連合会について旧安定法により調整組合登記簿又は調整組合連合会登記簿に登録された事項は、新法の施行の日においてそれぞれ新法により商工組合登記簿又は商工組合連合会登記簿に登録されたものとみなす。

(名称)
第七條 新法の施行の際現にその名称中に商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いている者は、新法の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第八條第三項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(処分等の効力)
第八條 新法の施行前に旧安定法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

第九條 新法の施行前に旧安定法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

(旧安定法の効力に関する経過規定)

第九條 旧安定法第二十九條第一項若しくは第二項又は第二十九條の二の規定による命令については、同法は、附則第三條の規定にかかわらず、新法の施行の日から一月間は、なおその効力を有する。

第十條 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十号)第三十條第三項及び第三十一條第二項の適用については、旧安定法は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(協同組合法の改正)
第十一條 協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。
第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業団体中央会

第七十條を次のように改める。

(種類)

第七十條 中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)とする。
第七十二條第一項第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同項第二号中「全国中小企業等協同組合中央会」を「全国中小企業団体中央会」に改める。
第七十四條第一項第一号中「組合の下に、商工組合及び商工組

合連会(以下「組合等」という。))を、「指導」の下に「並びに連絡」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「組合」を「組合等」に改め、同項第五号中「組合」を「組合等」及び「中小企業」に改め、同条第二項中「組合及び中央会」を「組合等、中央会及び中小企業」に改める。

第七十五條第一項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 組合等の連絡
第七十五條第一項第二号及び第三号中「組合」を「組合等」に改め、同項第四号中「組合及び都道府県中央会」を「組合等、都道府県中央会及び中小企業」に改める。
第七十六條第一項第一号及び第二項第二号中「組合」を「組合等」に改める。
第八十一條第二項及び第八十二條の十二中「組合」を「組合等」に改める。

第九十二條第二項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。
第十二條 協同組合法による中小企業等協同組合中央会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において改正後の協同組合法による中小企業団体中央会になつたものとみなす。

2 前項の場合については、附則第四條から第六條までの規定を準用する。
(罰則の経過規定)
第十三條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第九條の規定により旧安定法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同条に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

中小企業組織法案

中小企業組織法

目次

- 第一章 總則(第一條・第二條)
- 第二章 組合
- 第一節 通則(第三條・第十條)
- 第二節 事業(第十一條・第二十八條)
- 第三節 組合員(第二十九條・第四十三條)
- 第四節 設立(第四十四條・第五十三條)
- 第五節 管理(第五十四條・第九十一條)
- 第六節 解散及び清算(第九十二條・第一百零一條)
- 第三章 団体交渉及び団体協約(第一百零二條・第一百零六條)
- 第四章 事業調整協同組合等の共同行為(第一百七條・第二百一十條)
- 第五章 中小企業調整委員会及びその裁定(第二百一十一條・第二百三十一條)
- 第六章 中小企業等協同組合中央会
- 第一節 通則(第三百三十二條・第三百三十五條)
- 第二節 事業(第三百三十六條・第三百三十七條)
- 第三節 会員(第三百三十八條・第四百四十二條)

第四節 設立(第四百三十三條・第四百四十六條)

第五節 管理(第四百四十七條・第四百五十五條)

第六節 解散及び清算(第四百五十六條・第四百六十一條)

第七章 登記(第四百六十二條・第四百八十三條)

第八章 雑則(第四百八十四條・第四百九十八條)

第九章 罰則(第四百九十九條・第五百零八條)

附則

別表

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、中小企業者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、経済事業又は調整事業を行うことにより、中小企業の経済的地位の向上とその安定とを確保し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(政府の義務)

第二條 政府は、この法律の目的を達成するため、中小企業者の組織化と経営の合理化との促進を図るため、積極的な措置を採らなければならない。

第二章 組合

第一節 通則

第三條 この法律で定める中小企業等協同組合(以下「組合」という。)は、次の各号に掲げるものとす。

一 事業協同組合

二 勤労事業協同組合

三 信用協同組合

四 火災共済協同組合

五 協同組合連合会

六 企業組合

七 事業調整協同組合

八 事業調整協同組合連合会

2 事業調整協同組合を組織することができたる業種は、別表で指定する。

(人格及び住所)

第四條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(基準及び原則)

第五條 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の各号に掲げる要件(事業調整協同組合連合会にあつては、第三号に掲げる要件を除く。)を備えなければならない。

一 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)の相互扶助を目的とすること。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分に応じ、て配当するものとし、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行方事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的として事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 事業協同組合にあつては、協同組合

二 勤労事業協同組合にあつては、勤労事業協同組合

三 信用協同組合にあつては、信用協同組合又は信用組合

四 火災共済協同組合にあつては、火災共済協同組合

五 協同組合連合会にあつては、その種類に従い協同組合、勤労事業協同組合、信用協同組合又は火災共済協同組合のうち一を冠する連合会

六 企業組合にあつては、企業組合

七 事業調整協同組合にあつては、事業調整協同組合

八 事業調整協同組合連合会にあつては、事業調整協同組合連合会

2 この法律によつて設立された組合又は他の特別の法律によつて設立された協同組合若しくはそれらの連合会以外の者は、その名称中に、事業協同組合、勤労事業協同組合、信用協同組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会であることを示す文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(前号)の規定を準用する。

(組合の地区)

第七條 火災共済協同組合及び事業調整協同組合の地区は、都道府県の区域の全部又はこれをこえる区域でなければならない。ただし、事業調整協同組合にあつては、特別の理由がある場合において行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2 事業調整協同組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。ただし、業種を異にするものは、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八條 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「私的独占禁止法」という。の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人)をこえる、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるもの(以下これらの事業者を「中小企業者」という。)

二 勤労事業協同組合

三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

2 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、常時使用する従業員の数又は資本の額若しくは出資の総額が前項第一号に掲げる数又は額をこえる事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四條第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3 前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数又は資本の額若しくは出資の総額が第一項第一号に掲げる数又は額をこえる事業者が組合員に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数又は資本の額若しくは出資の総額が同項同号に掲げる数又は額をこえることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

4 私的独占禁止法の規定は、事業調整協同組合若しくは事業調整協同組合連合会又はこれらの組合員が調整規程又は総合調整計画に基いて行つた行為には、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 第八十四條第七項の規定による公示があつた後三十日を経過したとき(同条第五項の請求に応じ、行政庁が第百十條第一項又は第二項(これらの規定を第百十六條において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)

5 私的独占禁止法の規定は、事業協同組合、勤労事業協同組合、協

同組合連合会(第二十四條第一項第一号又は第三号の事業を行つものを除く。)、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会が締結した団体協約で第百五條第一項又は第六項の認証を受けたもの(第百二十四條の規定により認証を受けたものとみなされたものを含む。及び当該団体協約に基いてこれらの組合又はその相手方たる事業者(組合及び法人たる事業者を直接又は間接に構成する者を含む。が)が行つた行為には、適用しない。ただし、第百八十四條第七項の規定による公示があつた後三十日を経過したとき(同条第五項又は第六項の請求に応じ、行政庁又は中小企業調整委員会が第百五條第三項、第四項若しくは第七項又は第百二十二條第四項の規定による処分をした場合を除く。))は、この限りでない。

6 第百八十四條第五項又は第六項の規定による請求が調整規程、総合調整計画又は第百五條第一項若しくは第六項の認証を受けた団体協約の一部について行われたときは、第四項第二号又は前項ただし書の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程、総合調整計画又は団体協約の規定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

(組合員の資格)

第九條 事業協同組合又は火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス

ス業その他の事業を行つ前条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者で定款で定めるものとする。

2 勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行つ事業者であつて、おおむね常時使用する従業員数が十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)をこえるもので定款で定めるものとする。

3 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行つ前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとする。

4 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする事業協同組合、勤労事業協同組合、信用協同組合、火災共済協同組合又は協同組合連合会

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基いて設立された協同組合

5 企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

6 事業調整協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において別表に掲げる業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を営む者で定款で定めるものとする。

7 事業調整協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、連合会の地区の一部を地区とする同一業種に係る事業調整協同組合とする。

（免稅）

第十条 組合の所得のうち、組合事業の利用分益に就いて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節 事業

（事業協同組合）
第十一条 事業協同組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結

六 組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結

七 前各号の事業に附帯する事業
2 事業協同組合は、前項第三号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、同一の物件につき支払うべき共済金額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

3 事業協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分益の総額は、その事業年度における組合員の利用分益の総額の百分の二十をこえてはならない。

4 事業協同組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

第十二条 保管事業を行う事業協同組合は、運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による買入）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第

二十七條（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「第五條第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第十三条 前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉荷証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第十四条 事業協同組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十五条 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百六十六條から第六百六十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。

第十六条 事業協同組合は、法令で定めるところにより、組合員の取扱商品について商品券を発行することができる。

2 事業協同組合が商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換の義務を負う。

3 事業協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換をすることができないとき、又はその引換を停止したときは、その事業協同組合は、商品

券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責を負う。

4 商品券を発行した事業協同組合がみずから商品を販売する場合においては、前三項中「組合員」とあるのは「事業協同組合及び組合員」と読み替へるものとする。

（勤勞事業協同組合）
第十七条 勤勞事業協同組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結

六 前各号の事業に附帯する事業
2 第十一条第二項から第四項までの規定は、勤勞事業協同組合に準用する。

（信用協同組合）
第十八条 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員に対する資金の貸付

二 組合員のためにする手形の割引
三 組合員の預金又は定期積金の受入

四 前各号の事業に附帯する事業
2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業をあわせ行うことができる。

一 金融機関の業務の代理
二 前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生ずる債務の保証

三 組合員に対する有価証券の貸付
四 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

五 有価証券の払込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱
六 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入

七 前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付
（火災共済協同組合）
第十九条 火災共済協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業
二 前号の事業に附帯する事業

2 火災共済協同組合は、前項の事業のほか、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者又は組合員たる法人の役員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業をあわせ行うことができる。

(共済金額の制限)

第二十条 火災共済協同組合は、同

一の物件につき支払われるべき共済金額が三百万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額が火災共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額(当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額)の十分の二に相当する金額をこえる火災共済契約を締結することができない。ただし、省令で定める物件につき行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 出資総額

二 第八十八条第一項の規定により積み立てた準備金の額

三 第八十八条第四項に規定する責任準備金のうち省令で定める金額

四 任意積立金の額

五 地方公共団体又は金融機関が当該組合のために支払を保証した金額

(火災共済の目的の譲渡等)

第二十一条 火災共済協同組合の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者又は組合員

たる法人の役員(以下「組合員等」という。)の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十九条の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合(前項に規定する場合を除く。)において、その際締結されていた火災共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことに

より組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十九条の規定を適用する。

(商法の準用)

第二十二條 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

(募集の制限)

第二十三條 火災共済協同組合は、組合(信用協同組合及び第二十四条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)以外の者に、火災共済協同組合のために火災共済契約の締結を代理させ、又はその媒介を委託してはならない。

2 保険募集の取締に關する法律(昭和二十三年法律第七十一号)の規定(同法第九条の規定を除く。)

は、火災共済協同組合の行う火災共済事業に準用する。

(協同組合連合会)

第二十四條 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入

二 会員に対する資金の貸付(手形の割引を含む。)及び会員のためにするその借入

三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再保険

四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所屬員」という。)の事業に關する共同施設

五 協同組合連合会の所屬員の福利厚生に關する施設

六 協同組合連合会の所屬員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報提供に關する施設

七 協同組合連合会の所屬員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結

八 協同組合連合会の所屬員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結

九 前各号の事業に附帶する事業

2 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帶する事業のほか、他の事業を行うことができる。

3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帶する事業のほか、他の事業を行うことができる。

4 協同組合連合会(第一項第二号又は第三号の事業を行うものを除く。)については、第十一條第二項から第四項まで及び第十二條から第十六條までの規定を準用する。

5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、第十八條第二項第一号から第五号までの規定を準用する。

6 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十一条第一項前段及び第二十二條の規定を準用する。

(企業組合)

第二十五條 企業組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

第二十六條 企業組合の組合員の三分の二以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

2 企業組合の行う事業に従事する者の三分の一以上は、組合員でなければならない。

3 企業組合の組合員は、總會の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業組合の行う事業の部に關する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業組合は、總會の議決により、これをもつて企業組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から六十日間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも、同様である。

(事業調整協同組合)

第二十七條 事業調整協同組合は、第一号から第七号までの事業の全部又は一部及び第八号から第十一号までの事業の全部又は一部並びに第十二号の事業をあわせ行うものとする。

一 組合員の事業活動についてその生産数量、販売数量、販売方法、生産設備、販売価格、料金又は営業方法を規制するために行う共同行為

二 品質、意匠、規格又は品種等を規制するために行う共同行為

三 原材料等の購入数量若しくは購入方法又は購入価格を規制するために行う共同行為

四 前三号の共同行為の実施を確保するための検査

五 組合員の事業の経営の合理化に關する指導及びあつせん

六 組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結

七 組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結

八 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に關する共同施設

九 組合員に対する共同行為及び経営合理化のための資金又は事業資金のあつせん、貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入

十 組合員の福利厚生に関する施設 十一 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設 十二 前各号に掲げる事業に附帯する事業 2 事業調整協同組合については、第十一條第二項から第四項まで及び第十二條から第十六條までの規定を準用する。 (事業調整協同組合連合会) 第二十八條 事業調整協同組合連合会は、第一号から第四号までの事業の全部又は一部及び第五号から第八号までの事業の全部又は一部並びに第九号の事業をあわせ行うものとする。 一 会員たる事業調整協同組合が行う前条第一項第一号から第四号までに掲げる事業についての総合調整計画の設定及びその実施 二 会員たる事業調整協同組合が行う経営の合理化に関する事業の総合調整 三 会員たる事業調整協同組合の組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結 四 会員たる事業調整協同組合の組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結 五 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他事業調整協同組合連合会の所屬員の事業に関する共同施設	六 会員に対する共同行為及び経営合理化のための資金又は事業資金のあつせん、貸付(手形の割引を含む)及び会員のためにするその借入 七 事業調整協同組合連合会の所屬員の福利厚生に関する施設 八 事業調整協同組合連合会の所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設 九 前各号の事業に附帯する事業 2 第十一條第二項から第四項まで及び第十二條から第十六條までの規定は、事業調整協同組合連合会に準用する。 第三節 組合員 (出資) 第二十九條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。 2 出資一口の金額は、均一でなければならない。 3 一 組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)をこえてはならない。ただし、組合員の数が三人以下の場合、この限りでない。 4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。 5 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。 6 企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員が保有しなければならない。(議決権及び選挙権) 第三十條 組合員(事業調整協同組合連合会の会員を除く)は、おの一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。 2 組合員は、定款で定めるところにより、第七十五條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができ、この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。 4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。 5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。 (経費の賦課) 第三十一條 組合(火災共済協同組合、第二十四條第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合を除く)は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができ、 2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。 (使用料及び手数料) 第三十二條 組合(企業組合を除く)は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができ、 第三十三條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。 2 事業調整協同組合は、中小企業者でない事業者の加入については、前項の規定にかかわらず、總會又は創立總會の議決を経なければならない。 (加入) 第三十四條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。 第三十五條 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。 この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。 2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。 (持分の譲渡) 第三十六條 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。 2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。
三 会員たる事業調整協同組合の組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結 四 会員たる事業調整協同組合の組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結 五 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他事業調整協同組合連合会の所屬員の事業に関する共同施設	3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。 4 組合員は、持分を共有することができない。 (自由脱退) 第三十七條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。 2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。 (法定脱退) 第三十八條 組合員は、次の理由によつて脱退する。 一 組合員たる資格の喪失 二 死亡又は解散 三 除名 四 第九十三條から第九十五條までの規定による公正取引委員会の審決 2 除名は、次に掲げる組合員につき、總會の議決によつてすることができる。この場合は、その總會の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、總會において、弁明する機会を与えなければならない。 一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員 二 出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員 三 その他定款で定める理由に該當する組合員 3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻)

第三十九条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払戻を請求することができる。

(時効)

第四十条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻の停止)

第四十一条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第四十二条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終において、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第三十九条及び第四十条の規定を準用する。
(企業組合及び労働事業協同組合の組合員の所得に対する課税)
第四十三条 企業組合の組合員が企業組合の行い事業に従事したこと

によつて受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて企業組合の行い事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、賞用弁償、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与と同一基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給与所得又は退職所得とみなす。

2 労働事業協同組合の組合員は、その事業所得に課せられるべき所得税については、別に法律で定めるところにより、組合員の勤務所得に相当する部分に対する勤務控除を受けることができる。

第四節 設立

(事業調整協同組合の構成要件)

第四十四条 事業調整協同組合は、その組合員の総数がその地区内において定款で定める組合員たる資格に係る指定業種に属する事業を営む者の総数の二分の一以上であり、かつ、その総組合員の三分の二以上が中小企業者でなければ、これを設立することができない。

(火災共済協同組合等の出資の総額)
第四十五条 火災共済協同組合の出資の総額は、百万円以上でなければならない。

2 第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、三百万円以上でなければならない。
(発起人)
第四十六条 事業協同組合、労働事業協同組合、信用協同組合、火災

共済協同組合、企業組合又は事業調整協同組合を設立するにはその組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会又は事業調整協同組合連合会を設立するにはその組合員にならうとする二以上の組合が、発起人となることを要する。

2 信用協同組合は、三百人以上の組合員がなければ、設立することができない。

3 火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ、設立することができない。

(創立総会)

第四十七条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第三十条、商法第二百三十九条第五項、

第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は執行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは、中小企業組織法第四十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第四十七条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第四十八条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 信用協同組合又は第二十四条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

3 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再保険約款、共済掛金算出方法書又は

再保険料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

4 行政庁は、事業協同組合、労働事業協同組合、協同組合連合会(第二十四条第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く)及び企業組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

二 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないとき。

三 常務に従事する役員が金融業務に關して十分な経験及び識見を有する者でないとき。

四 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないとき。

6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。 一 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。 二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なく認められるとき。 三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再保険約款、共済掛金算出方法書又は再保険料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適當でないと認められるとき。	9 組合の設立の認可は、当該設立の認可があつた日から九十日以内に設立の登記をしなければ、その効力を失う。 (理事への事務引継) 第四十九条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。	(成立の届出) 第五十二条 組合は、成立の日から十四日以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。 (商法の準用) 第五十三条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。	3 前項の組合は、第一項の規定にかかわらず、その定款に同項第八号に掲げる事項について定めることを要しない。 4 企業組合は、第一項の規定にかかわらず、その定款に同項第三号及び第八号に掲げる事項について定めることを要しない。 5 組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。	4 理事(勤労事業協同組合及び企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。 5 勤労事業協同組合の役員及び企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、九十日以内に補充しなければならない。 7 役員(の選挙は、無記名投票によつて行う。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員(の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行うことができる。 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを總會(設立当時の役員は、創立總會)にばかり、出席者の五分の四以上の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
7 行政庁は、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。 二 その地区及び構成がその事業を行うのに適正なものでないとき。 三 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。	2 前項の第一回の払込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。 3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後に行ふことを妨げない。 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第二十四条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。	(出資の第一回の払込) 第五十条 理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。 (定款) 第五十四条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。 一 事業 二 名称 三 地区 四 事務所の所在地 五 組合員たる資格に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 出資一口の金額及びその払込の方法 八 経費の分担に関する規定 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 十 準備金の額及びその積立の方法 十一 役員(の定数及びその選挙に関する規定 十二 事業年度 十三 公告の方法 2 火災共済協同組合及び第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再保険金額の削減及び共済掛金又は再保険料の追徴に関する事項を記載しなければならない。	(規約) 第五十五条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。 一 總會又は総代会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項 (役員) 第五十六条 組合に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。 3 役員は、定款で定めるところにより、總會において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。	5 勤労事業協同組合の役員及び企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、九十日以内に補充しなければならない。 7 役員(の選挙は、無記名投票によつて行う。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員(の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行うことができる。 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを總會(設立当時の役員は、創立總會)にばかり、出席者の五分の四以上の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
8 行政庁は、第二項に規定する組合の設立の認可に際し当該財務局長又は財務部長(大蔵省設置法昭和二十四年法律第四十四号)第二十八条の財務局長又は同法第二	4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第二十四条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。 (成立の時期) 第五十一条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。	2 火災共済協同組合及び第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再保険金額の削減及び共済掛金又は再保険料の追徴に関する事項を記載しなければならない。	(規約) 第五十五条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。 一 總會又は総代会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項 (役員) 第五十六条 組合に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。 3 役員は、定款で定めるところにより、總會において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。	5 勤労事業協同組合の役員及び企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、九十日以内に補充しなければならない。 7 役員(の選挙は、無記名投票によつて行う。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員(の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行うことができる。 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを總會(設立当時の役員は、創立總會)にばかり、出席者の五分の四以上の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員の変更の届出)

第五十七條 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から十四日以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(役員任期)

第五十八條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第五十九條 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第六十條 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。

(役員兼職禁止)

第六十一條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

2 次に掲げる者は、その組合の理事となつてはならない。

一 組合の事業と実質的に競争関係にある事業であつて、組合員の資格として定款に定められる事業以外のものを行う者(法人である場合には、その役員)

二 組合員の資格として定款に定められる事業又はこれと実質的に競争関係にある事業を行う者(第八條第一項又は第二項に掲

げる小規模の事業者を除く。)であつて、組合員でない者(法人である場合には、その役員)

(理事の自己契約)

第六十二條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八條(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第六十三條 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第六十五條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様である。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧等)

第六十四條 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日

三 出資口数、払込済金額及びその払込の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)

第六十五條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第六十六條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員改選)

第六十七條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができる。

ものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第七十三條第二項及び第七十四條の規定を準用する。

(商法等の準用)

第六十八條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二

百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第六十三條、商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第六十五條第二項」と読み替へるものとする。

(顧問)

第六十九條 組合は、理事会の決議により、学識経験を有する者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することとができない。

(参事及び会計主任)

第七十條 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人)の規定を準用する。

第七十一條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事

に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第七十二条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第七十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第七十四条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同条同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行つていない場合において組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様である。

(総会招集の手続)

第七十五条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第七十六条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第七十七条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可については、第四十八条第四項から第七項までの規定を準用する。

(総会の議事)

第七十八条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第七十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第七十九条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第八十条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業組織法第七十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第七十九条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第八十一条 組合員の総数が二百人をこえる組合(企業組合を除く)は、定款で定めるところにより、

総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人)を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第五十六条第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第三十条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は第七十九条第二号若しくは第四号の事項について議決することができる。

(出資一口の金額の減少)

第八十二条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から十四日以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公

告し、かつ、預金者及び定期積金の積金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第八十三条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社)の資本減少の無効)の規定を準用する。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)

第八十四条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再保険約款、共済損金算出方法書又は再保険料算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするに

は、行政庁の認可を受けなければならない。

(信用協同組合等の事業の全部の譲渡)

第八十五条 信用協同組合又は第二十四条第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会がその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条の規定による確定日附のある証書をもつて通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4 第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、第八十二条及び第八十三条の規定を準用する。

(火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)

第八十六条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(火災共済協同組合等の資金運用の制限)

第八十七条 火災共済協同組合はその資金を、第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会はその業務上の余剰金を、次の方法によるほか運用してはならない。

一 銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会等として預金若しくは貯金の受入をすることができ、ものへの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金

三 国債、地方債又は省令で定める有価証券の取得

(準備金)

第八十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

5 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、省令で定める。

(剰余金の配当)

第八十九条 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に應じ、又は年一割をこえない範囲内において払込出資額に應じてしなければならない。

3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込出資額に應じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に應じてしなければならない。

第九十条 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込を終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込に充てることができる。

(組合の持分取得の禁止)

第九十一条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第九十二条 組合は、次の理由によつて解散する。

一 總會の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 解散理由の発生

六 組合員が一人となつたこと

第九十三条 組合は、前項第一号、第四号又は第五号の規定により解散したときは、解散の日から十四日以内にその旨を行政庁に届け出なければならない。

第九十四条 合併によつて組合を設立するときは、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選出した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第九十五条 合併によつて組合を設立するときは、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十九条

5 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併の手続)

第九十三条 組合が合併するには、總會の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第八十二条及び第八十三条の規定を準用する。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可については、第四十八条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十四条 合併によつて組合を設立するときは、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選出した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第九十五条 合併によつて組合を設立するときは、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十九条

に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行い事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第九十六条 組合の合併については、商法第四百八条から第四百八条まで及び第九百八条から第九百八条まで(合名会社法の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第九百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第九十七条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

2 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第九十八条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第九十九条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百一条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百二条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百三条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百四条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百五条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百六条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百七条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百八条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第一百九条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第二百条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が、第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九百条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

る保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消又は第百八十九条第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき理由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第九十二条第一項第四号に掲げる理由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分等の順序)

第九十九条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

- 一 一般の債務の弁済
- 二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払
- 三 残余財産の分配

(商法等の準用)

第一百条 組合の解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條、第百三十一條、第百三十三條、第百三十五條、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條及び第百三十九條ノ三（法人の清算の監督の規定を、組合の清算人については、第五十九條から第六十六條まで、第七十三條第二項及び第七十四條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との關係）、第二百五十四條ノ二（取締役の職務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二條（株主の差止請求権）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第百条ニ於て準用スル同法第六十五條第二項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「中小企業組織法第九十七條第一項」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組

合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとす。

第三章 団体交渉及び団体協約

(団体交渉)

第一百一条 組合（信用協同組合、火災共済協同組合、第二十四条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合を除く。以下本章及び第五章中同じ。）の代表者又は組合の委任を受けた者は、組合又は組合員若しくは所屬員（以下本章及び第五章中「組合等」という。）のために、当該組合等と取引關係がある事業者又はその団体と取引條件について、団体協約の締結その他の事項に關して団体交渉をすることが出来る。

2 事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会は、第二十七條第一項第一号から第四号まで又は第二十八條第一項第一号若しくは第二号の事業の目的を達成するため必要があるときは、第百八條の規定により認可を受けた当該組合の調整規程又は總合調整計画の定に係る事項について、当該組合の組合員以外の同一業種に關する事業を営む者（營利を目的としない者を除く。）又はその団体と団体協約の締結その他の事項に關して団体交渉をすることが出来る。

(応答義務)

第一百二條 前条に規定する事業者又はその団体は、組合が前条の規定により行つた団体交渉に正当の理由がない限り応じなければならない。

(団体協約の効力)

第一百三條 第一百一条の団体協約は、あらかじめ總會の承認を得て同条の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 前項に規定する団体協約は、直接に組合等に対してその効力を生ずる。

3 当該組合等の締結する契約であつて、その内容が第一項に規定する団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(団体協約の届出)

第一百四條 組合及び相手方たる事業者又はその団体は、団体協約の締結をしたときは、政令で定めるところにより行政庁に届け出なければならない。次条第三項（第百二十二條第四項において準用する場合を含む。）の命令により、当該団体協約の変更をしたときも、同様とする。

(団体協約の認証)

第一百五條 第一百一条第二項の規定による団体交渉をした組合及びその相手方たる事業者又はその団体は、主務大臣に対し、その締結した団体協約が第百七條第一号又は第二号に掲げる事態を克服するため必要であり、かつ、消費者又は利用者の利益を不当に侵害することのでないことの認証を求めることが出来る。

2 主務大臣は、前項の認証の申請があつた場合において、当該団体協約の内容が次の各号の一に該当

すると認める場合を除き、認証をするものとする。

一 第百七條第一号又は第二号に掲げる事態を克服するための必要かつ最小限度の範囲をこえること。

二 不当に相手方たる事業者を圧迫するものであること。

三 消費者又は利用者及び関連事業者の利益を不当に害すること。

3 主務大臣は、第一項の認証を受けた団体協約の内容が前項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該団体協約の当事者に対し、これを變更し、又は廃止すべきことを命じなければならない。

4 主務大臣は、当該団体協約の当事者が前項の命令に従わないときは、第一項の認証を取り消すことができる。

5 第三項の命令に従ひ變更された団体協約であつて、前条後段の届出をしたものについては、当該届出のときにおいて、第一項の認証があつたものとみなす。

6 第一百一条第一項の規定による団体交渉によつて締結された団体協約のうち、当該団体交渉の当事者が下請代金支払遅延防止法（昭和三十一年法律第百二十号）にいう下請事業者たる組合とその相手方たる親事業者である場合において、当該組合及び相手方たる親事業者は、主務大臣に対し、当該団体協約が下請事業者たる組合等の取引關係における從屬的地位を改善するため必要なものである旨の認証を求めることが出来る。

7 主務大臣は、前項の認証を受けた団体協約の内容が下請事業者を不当に圧迫するものとなつたと認めるときは当該団体協約の当事者に対し、これを變更し、又は廃止すべきことを命じなければならぬ。この場合においては、第四項及び第五項の規定を準用する。

(調停)

第百六条 団体交渉の当事者の一方又は双方は、当該団体交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときその他当該団体交渉に係る紛争が生じたときは、中小企業調整委員会に対し、その調停を申請することができ、その調停を受けることができる。

2 中小企業調整委員会は、前項の申請があつたときは、すみやかに調停を行うものとする。

3 中小企業調整委員会は、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は、理由を附してこれを公表することができる。

第四章 事業調整協同組合等の共同行為

(指定業種)

第百七条 第三条第二項に規定する業種の指定は、工業部門にあつては第一号及び第三号、商業部門にあつては第一号及び第四号、並びにサービス部門にあつては第二号及び第四号に掲げる要件にそれぞれ適合するものについて行うものとする。

一 過度の競争により当該業種に係る製品(加工品を含む)に関する国内取引又は輸出入貿易の円滑な運行が阻害されており又は阻害されるおそれがあること。

二 過度の競争により当該業種における事業の運営が困難で適正な衛生措置又は災害防止措置を講ずることが阻害されており又は阻害されるおそれがあること。

三 当該業種に属する事業を含む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る製品(加工品を含む)の過去一年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されていること。

四 当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、かつ、当該業種の事業活動が国民経済上重要な地位を占め又は国民の日常生活と密接な関係を有していること。

(調整規程の認可)

第百八条 事業調整協同組合は、第二十七条第一項第一号から第四号までの規定に掲げる事業を行おうとするときは、調整規程(共同行為の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ)を定めて行政庁の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。ただし、設定し若しくは變更しようとする内容が当該事業調整協同組合の属する事業調整協同組合連合会の認可された総合調整計画の内容と同一であるとき又は變更しようとする内容が生産数量、出荷数量、販売数量、生産設備若しくは原材料等の購入数量についての共同行為に係る制限を緩和するものであるときは、この限りでない。

2 事業調整協同組合は、前項ただし書の規定により認可を受けずに調整規程を設定し、又は變更したときは、総会又は総立総会において調整規程の設定又は變更を議決した日から十四日以内にその旨を行政庁に届け出なければならない。

3 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 前条第一号又は第二号に掲げる事態を克服するための必要かつ最小限度の範囲をこえること。

二 不当に差別的であること。

三 消費者又は利用者及び関連事業者の利益を不当に害すること。

(調整規程の実施の予告)

第百九条 事業調整協同組合の期日の少くとも十五日前に、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(調整規程の變更命令及び認可の取消)

第百十條 行政庁は、調整規程の内容が第百八条第三項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該事業調整協同組合に対し、これを變更し、又は廃止すべきことを命じなければならない。

2 行政庁は、事業調整協同組合が前項の命令に従わないときは、第百八条第一項の認可を取り消すことができる。

(調整規程の廃止の届出)

第百十一條 事業調整協同組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(過怠金)

第百十二條 事業調整協同組合は、定款で定めるところにより、当該調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(検査員)

第百十三條 事業調整協同組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査するために検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)

第百十四條 調整規程の設定、變更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によらなければならない。

2 前項の総会の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(離職従業員の優先雇用)

第百十五條 事業調整協同組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招来した場合においては、その後の従業員を採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

(準用)

第百十六條 第百八条及び第百十條から第百十四條までの規定は、事業調整協同組合連合会に準用する。この場合において、第百十四條第二項中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上」に相当する議決権を有する会員」と、「三分の二」とあるのは「議決権の三分の二」と読み替へるものとする。

(生産調整資金等に対する利子の補給)

第百十七條 事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会が第二十七條第一項第九号又は第二十八條第一項第六号に規定する事業のうち共同行為又は経営合理化のための資金に係るものを行うために必要な資金を借り入れる場合においては、政府は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定める基準により、年五分を限度として、当該資金の借入に係る利子をその融資機関に対し補給することができる。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第百十八條 行政庁は、第百八条第一項又は第百十條第一項(第百十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む)の認可又は命令をしようとする場合において、当該調整規程又は総合調整計画の実施が関係都道府県における産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、当該都道府県知

事の意見を聞かなければならぬ。

(中小企業安定審議会)

第百十九条 事業調整協同組合及び事業調整協同組合連合会の共同行為及び組合の団体協約に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員三十五人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会の諮問事項)

第百二十条 行政庁は、第百五条第一項又は第六項の認定、同条第三項又は第七項の規定による認定の変更又は廃止の命令、第百八条第一項(第百十六條において準用する場合を含む。)の認可、第百十條第一項(第百十六條において準用する場合を含む。)の命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

第五章 中小企業調整委員会及びその裁定

(裁定の申請)

第百二十一条 組合は、第百一条第一項又は第二項に規定する団体交渉において、当該交渉ができず又は調わなかつた場合においては、中小企業調整委員会に対し、文書

をもつて、次条の規定による裁定を求めることができる。

(裁定)

第百二十二条 中小企業調整委員会は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る事実が第百一条第二項に規定する団体交渉に係るものである場合においては、次の各号に掲げる事項に該当する場合に限り、当該組合とその団体交渉の相手方たるべき事業者又はその団体との間における当該業種に係る製品の生産数量、出荷数量、販売数量、販売方法、生産設備、販売価格、料金、営業方法、品質、意匠若しくは品種又はその原材料等の購入数量、購入方法若しくは購入価格に關する共同行為についての団体協約の締結について裁定を行うことができる。

一 同一の業種に屬する事業を営む者の大部分が当該事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の調整規程又は総合調整計画の適用を受けていること。

二 当該業種に屬する事業者で当該調整規程又は総合調整計画の適用を受けないものの事業活動が第百七条第一号又は第二号に規定する事態の克服を阻害しているとき。

三 前号に掲げる事態を放置しては、当該業種に屬する中小企業の安定に重大な悪影響を及ぼし国民経済の健全な発達に著しい支障を生ずるおそれがあること。

2 中小企業調整委員会は、前条の申請に係る事実が第百一条第一項

に規定する団体交渉に係るものである場合においては、当該団体交渉の相手方たるべき事業者又はその団体が下請代金支払遅延防止法にいう親事業者であつて、当該交渉の目的が下請事業者たる組合等の取引関係における従属的地位を改善するためのものである場合に限り、当該団体交渉に係る取引条件に關する団体協約の締結について裁定を行うことができる。

3 前二項の規定により中小企業調整委員会が行う裁定の内容は、第百五条第二項各号に掲げる事項に該当するものであつてはならない。

4 第百五条第三項及び第七項の規定は、前二項の規定により中小企業調整委員会がした裁定に係る第百二十四条の規定によりみなされた団体協約に準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「中小企業調整委員会」と、「当該団体協約の当事者に対し、これを變更し、又は廃止すべきことを命じなければならぬ」とあるのは「当該裁定を變更し、又は取り消さなければならぬ」と読み替へるものとする。

(裁定の手続)

第百二十三条 中小企業調整委員会は、第百二十一条の規定による裁定の請求があつたときは、その請求書の副本を当該団体交渉の相手方たる事業者に送付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 中小企業調整委員会は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の七日前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 中小企業調整委員会は、前条の裁定をしたときは、文書をもつて当事者に通知するとともに、その要旨を公告しなければならない。

(裁定の効力)

第百二十四条 第百二十二条第一項又は第二項の規定による裁定があつたときは、当該裁定の内容(同条第四項の規定による裁定の変更があつたときは、その変更されたもの)に従い、両当事者間に団体協約が締結されたものとみなす。

2 この場合において、当該みなされた団体協約は、第百五条第一項又は第六項の規定による団体協約の認定を受けたものとみなす。

3 第百二十二条第四項の規定による裁定の取消があつた場合においては、その時から当該取消に係る前の裁定は将来にむかつてその効力を失う。

(異議の申立)

第百二十五条 本章の規定による地方中小企業調整委員会の裁定に不服のある当事者又は利害関係人は、中央中小企業調整委員会に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、裁定の通知を受けるべき者にあつては裁定

の通知を受けた日から、その他の者にあつては裁定の公告の日から三十日以内の理由を記載した申立書で中央中小企業調整委員会に提出して行わなければならない。

(中小企業調整委員会)

第百二十六条 組合の行う団体交渉及び団体協約に關して生じた紛争の調停及び裁定を行わせるため、中小企業調整委員会を置く。

2 中小企業調整委員会は、中央中小企業調整委員会(以下本章中「中央委員会」という。)及び地方中小企業調整委員会(以下本章中「地方委員会」という。)とする。

3 中央委員会は、総理府に置き、地方委員会は、都道府県が設けるものとする。

第百二十七条 中央委員会は、委員長一人及び委員五人以内をもつて組織する。

2 中央委員会の委員長は、産業に關し学識経験を有する者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、中小企業者を代表する者につき二人を、労働者を代表する者につき一人を、消費者を代表する者につき一人を、及び産業に關する学識経験を有する者につき一人を、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前二項の規定にかかわらず、

委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合においては、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

6 中央委員会の委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 中央委員会の委員長及び委員は、再任されることが出来る。

8 中央委員会の委員長及び委員は、次の各号の一又は第五項に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合
二 禁こ以上の刑に処せられた場合
三 中央委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

9 前項各号の場合においては、内閣総理大臣は、中央委員会の委員長又は委員を罷免しなければならない。

10 中央委員会の委員長は、中央委員会の会務を総理し、中央委員会を代表する。

11 中央委員会の委員長が故障のある場合においては、産業に関し学識経験を有する者につき任命された委員が、委員長の職務を代理する。

(議決の方法)

第二百二十八条 中央委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 中央委員会の議事は、出席者の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(地方委員会)

第二百二十九条 前二条の規定は、地方委員会に準用する。この場合において、第二百二十七条第一項中「五人」とあるのは「五人又は四人」と、同条第二項中「両議院の同意を得て、内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項中「二人」とあるのは「二人又は一人」と、両議院の同意を得て、内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(中央委員会の権限)
第二百三十条 中央委員会は、当該事件が規模が大きいために若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの又は二以上の都道府県の区域にわたるものについて、優先して管轄する。

(政令への委任)
第二百三十一条 本章に定めるもののほか、中小企業調整委員会の組織、議事、運営及びその事務をつかさどる機関その他中小企業調整委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 中小企業等協同組合
第一節 通則

(種類)

第二百三十二条 中小企業等協同組合中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業等協同組合中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業等協同組合中央会(以下「全国中央会」という。)とする。

(人格及び住所)
第二百三十三条 中央会は、法人とする。

2 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(名称)
第二百三十四条 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 都道府県中央会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業等協同組合中央会
二 全国中央会にあつては、全国中小企業等協同組合中央会
中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

(数)
第二百三十五条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国中央会は、全国を通じて一個とする。

第二節 事業
(都道府県中央会)
第二百三十六条 都道府県中央会は、次の事業を行うものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導
二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合に関する調査及び研究
五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業

2 都道府県中央会は、組合及び中央会に関する事項について、国会地方公共団体の議会又は行政庁に建議することができる。

(全国中央会)
第二百三十七条 全国中央会は、次の事業を行うものとする。

一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡
二 組合に関する教育及び情報の提供

三 組合に関する調査及び研究
四 前各号の事業のほか、組合及び都道府県中央会の健全な発達を図るために必要な事業
全国中央会は、その事業を行うために必要があるときは、定款で定めるところにより、都道府県中央会に対し、その事業若しくは会計に関する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要な事項について指示することが出来る。

3 全国中央会については、前条第二項の規定を準用する。

第三節 会員
(会員の資格)
第二百三十八条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合

二 前号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 都道府県中央会
二 全都道府県の区域を地区とする組合
三 前二号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第二百二十九条 都道府県中央会の会員は、おのおの一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、前条第二項第一号の者に対しては、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえない範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第二百五十三条第四項において準用する第七十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 都道府県中央会にあつては、代理人は、五人以上の会員を代理することができない。

6 全国中央会にあつては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行うことができない。

7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第百四十条 中央会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

(加入)

第百四十一条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても、同様である。

3 第百三十八条第二項第二号及び第三号の者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を準用する。

(脱退)

第百四十二条 都道府県中央会についてはその会員は、全国中央会については都道府県中央会以外の会員は、三十日前までに予告して、脱退することができる。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会

員については、第三十八条の規定を準用する。

第四節 設立

(発起人)

第百四十三条 中央会を設立するには、その会員になろうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあつては五以上の第百三十八条第一項第一号の者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含まなければならぬ。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)

第百四十四条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第四十七條第二項から第五項まで及び第百三十九條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(総会の議事録)の規定を準用する。

この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第百四十四條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第百四十五条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならぬ。

(準用)

第百四十六条 設立については、第四十九條、第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第百四十七条 中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 会員たる資格に関する規定
五 会員の加入及び脱退に関する規定
六 経費の分担に関する規定
七 役員の数及びその選挙に関する規定
八 事業年度
九 公告の方法

(規約)

第百四十八条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定
三 役員に関する規定
四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第百四十九条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務)

第百五十条 会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(商法等の準用)

第百五十一条 会長、理事及び監事については、第五十六條第三項及び第六項から第十一項まで、第五十七條並びに第五十八條並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十四條ノ二(取締役の職務)の規定を、会長については、第六十二條、第六十四條及び第六十五條並びに民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五條(代表権の委任)の規定を、監事については、第六十一条第一項の規定を準用する。この場合において、第五十六條第八項中「一人」とあるのは「一人全国中央会にあつては、選挙権一個」と、第六十二條中「理事会」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

(顧問)

第百五十二条 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時中央会の重要事項に関し助言を求めることができる。

とができる。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

(総会)

第百五十三条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権の総数の半数以上に當る議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 中央会の解散
三 会員の除名

4 総会については、第七十三條第二項、第七十四條から第七十六條まで、第七十七條第一項及び第二項並びに第七十八條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第七十三條第二項中「理事会」とあり、第七十四條中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業組織法第百五十三條第四項ニ於テ準用スル同法第七十五條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第百五十四条 会員の総数が二百人をこえる都道府県中央会は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会については、都道府県中央会の総会に関する規定及び第八十一条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第百三十九条第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

3

総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は前条第三項第二号の事項について議決することができない。

(部会)

第百五十五条 中央会は、定款で定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第百五十六条 中央会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 破産

三 第百八十九条第二項の規定による解散の命令

2 中央会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から十四日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(清算人)

第百五十七条 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第百五十八条 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第百五十九条 清算人は、中央会の債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第百六十条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第百六十一条 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第七十三条第二項、第七十四条並びに第百五十三条第一項及び第二項、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)並びに商法第二百五十四条第三項(会社と取締役との関係)及び第二百五

十四条ノ二(取締役の義務)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業組織法第百五十七条」と、第六十二条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第七章 登記

(登記)

第百六十二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の登記)

第百六十三条 組合は、第五十条の規定による出資の払込があつた日から十四日以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。ただし、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額

六 存立時期又は解散の理由を定めたときは、その時期又は理由

七 役員の名及び住所

八 組合を代表すべき理事の氏名
九 数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
十 公告の方法

3 中央会は、設立の認可があつた日から十四日以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

4 中央会の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 役員の名及び住所
- 五 公告の方法

5 組合又は中央会は、設立の登記をした後十四日以内に、従たる事務所の所在地において、第二項又は前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第百六十四条 組合又は中央会の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては十四日以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては二十一日以内に、前条第二項又は第四項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所の移転の登記)

第百六十五条 組合又は中央会が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては十四日以内に移転の登記をし、新所在地において

は二十一日以内に第百六十三条第二項又は第四項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二十一日以内に移転の登記をし、新所在地においては二十八日以内に同条第二項又は第四項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(変更の登記)

第百六十六条 第百六十三条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に変更の登記をしなければならない。

2 第百六十三条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては二十八日以内に、従たる事務所の所在地においては三十五日以内にすればよい。

(参事の登記)

第百六十七条 組合が参事を選任したときは、十四日以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行ふべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

(解散の登記)

第百六十八條 組合又は中央会が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第百六十九條 組合が合併するとき、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第百六十三條第二項の規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第百七十條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に次の事項を登記しなければならない。

- 一 清算人の氏名及び住所
- 二 組合にあつては、組合を代表すべき清算人の氏名
- 三 組合にあつては、数人の清算人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第百六十六條第一項の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第百七十一條 組合又は中央会の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)
第百七十二條 組合又は中央会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方支庁又はその支庁若しくは出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、事業協同組合登記簿、勤労事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿、事業調整協同組合登記簿、事業調整協同組合連合会登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)
第百七十三條 組合又は中央会の設立の登記は、役員の名簿の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、組合にあつては定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第五十條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第九十三條第二項において準用する第八十二條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第百七十四條 第百六十三條第五項の規定による登記は、組合にあつては理事の、中央会にあつては会長の申請によつてする。

(事務所の新設等の登記の申請)
第百七十五條 組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第百六十三條第二項若しくは第四項の事項の変更の登記は、組合にあつては理事又は清算人の、中央会にあつては会長又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は第百六十三條第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第八十二條第二項(第九十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第百七十六條 参事の選任、第百六十七條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請者には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)
第百七十七條 第百六十八條の規定による組合又は中央会の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の理由を証する書面を添附しなければならない。

3 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第百六十八條の規定による解散の登記は、行政庁の嘱託によつてする。

第百七十八條 第百六十九條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合の理事の申請によつてする。

(清算人の登記の申請)

第百七十九條 第百七十條第一項の規定による登記の申請書には、組合にあつては理事が、中央会にあつては会長が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第百七十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)
第百八十條 組合又は中央会の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第百九條において準用する商法

第四百二十七條第一項又は第百六十條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)

第百八十一條 組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は總會の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五條ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第百八十二條 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第百八十三條 組合又は中央会の登記については、非訟事件手続法第百四十二條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第八章 雑則

(公正取引委員会との関係)

第百八十四條 行政庁は、第百四條の届出を受理したとき、第百五條第三項又は第七項の命令をしたとき、同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により認証の取消をしたとき、第百八條第二項(第百十六條において準用する場合を含む。)の届出を受理したとき、第百十條第一項(第百十六條において準用する場合を含む。)の命令をしたとき又は同条第二項(第百十六條において準用する場合を含む。)の規定に

より認可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

2 中小企業調整委員会は、第二百二十二条第四項の規定により裁定の変更又は取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 行政庁は、第百八条第一項（第百十六條において準用する場合を含む。）の認可又は第百五条第一項若しくは第六項の認証をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

4 中小企業調整委員会は、第二百二十二条第一項又は第二項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会と協議しなければならない。

5 公正取引委員会は、第百八条第一項（第百十六條において準用する場合を含む。）の認可を受けた調整規程又は総合調整計画の内容が第百八条第三項各号の一（第百十六條において準用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるとき又は第百五条第一項若しくは第六項の認証を受けた団体協約の内容が同条第二項各号の一に該当するに至り若しくは下請事業者を不当に圧迫するものとなつたと認めるときは、行政庁に対し、第百五条第三項、第四項若しくは第七項又は第百十條第一項若しくは第二項（第百十六條において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

6 公正取引委員会は、第二百二十二条第一項又は第二項の裁定の内容がそれぞれ同条第一項各号の一に該当するものでなくなり若しくは下請事業者の従属的地位を改善するためのものでなくなつたと認めるとき又は同条第三項に該当するに至つたと認めるときは、中小企業調整委員会に対し、同条第四項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

7 公正取引委員会は、前二項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（不服の申出）
第百八十五條 組合若しくは中央会の事務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると思料する組合員又は会員は、その理由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出があつたときは、不服の理由を審査した後、文書をもつて決定し、その写を不服の申出をした者及び不服の申出に係る組合又は中央会に送付しなければならない。

（検査の請求）
第百八十六條 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（決算関係書類の提出）
第百八十七條 組合（信用協同組合及び第二十四條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から十四日以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

（報告及び検査等）
第百八十八條 行政庁は、毎年一回を限り組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために必要なものを徴することができる。

2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑があり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑があると認めるときは、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に關し必要な報告を徴し、又はその組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、指定業種に關する事業を営む者若しくは指定業種に關する産業の設備を設置している者若しくはこれらの者をもつて組織する団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは製品の検査をさせることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員又は検査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（行政庁の命令）
第百八十九條 行政庁は、前条の規定により報告を徴し、若しくは第百八十六條第二項若しくは前条第二項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 行政庁は、組合又は中央会が前項の命令に違反したときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

第百九十條 行政庁は、前条第二項に規定するもののほか、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会が次の各号の一に該当すると認めるときは、その事業調整協同

組合又は事業調整協同組合連合会の解散を命ずることができる。
一 第五條第一項各号に適合するものでなくなつたとき。
二 第四十四條の構成要件を欠くに至つたとき。

（弁明の機会の供与）
第百九十一條 行政庁は、前二條の規定により、解散命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（保険業法の準用）
第百九十二條 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、火災共済協同組合及び第二十四條第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に準用する。

（排除措置）
第百九十三條 公正取引委員会は、組合（勤労事業協同組合及び事業調整協同組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超えるものが実質的に小規模の事業者でないことを認めるときは、この法律の目的を達成するために、次条に規定する手続に従ひ、その事業者を組合から脱退させることができる。

第百九十四條 前条の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條（公正取引委員会の権限）、第四十五條から第六十一條まで、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続）、第七

第十五条、第七十六条(雜則)及び第七十七条から第八十三条まで(訴訟)の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄権)

第二百九十五条 前条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとする。

(所轄行政庁)

第二百九十六条 この法律中「行政庁」又は「主務大臣」とあるのは、第九十五条第二項及び第九十六条第二項(第三百三十七條第三項において準用する場合を含む)の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、勤労事業協同組合及び協同組合連合会(第二十四條第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く)については、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属しない事業であるものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」といふ)とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属する事業とその他の事業と

であるものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 信用協同組合及び第二十四条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、その地区が都道府県の区域をこえないものにあつては、その管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、大蔵大臣とする。

三 火災共済協同組合及び第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、大蔵大臣及び通商産業大臣とする。

四 企業組合については、その行う事業のすべてが大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属するものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣とし、大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属する事業とその他の事業とを行うものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。

五 事業調整協同組合及び事業調整協同組合連合会については、その地区が都道府県の区域をこえるものにあつては、通商産業大臣及びその組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣

又は運輸大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣及び管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、管轄都道府県知事とする。ただし、その地区が都道府県の区域をこえないものに対する第三章及び第四章の適用については、当該行政庁は、通商産業大臣及びその組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

六 都道府県中央会については、その管轄都道府県知事とする。

七 全国中央会については、通商産業大臣とする。

(認可申請等の経由庁)

第二百九十七条 主務大臣は、都道府県の区域をこえない区域を地区とする火災共済協同組合及び事業調整協同組合に關しては、この法律の規定による許可、認可、認証又は承認の申請、届出、申出及び報告について省令で定めるところにより管轄都道府県知事を經由させることができる。

(権限の委任)

第二百九十八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

第九章 罰則

第二百九十九条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、手形の割引をし、若しくは預金若しくは定期積金の受入を

し、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第二百条 第八八条第一項(第一百六条において準用する場合を含む)の規定による認可を受けずに調整規程又は総合調整計画を実施した事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第二百一条 組合が第八八条第三項又は第八八条第二項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第二百二条 第十二条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十八條第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十八條第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合又は中央会の業務に關して前項の違反行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対して同項の刑を科する。

第二百三条 組合又は中央会が第八十九條第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、一万円以下の罰金に処する。

第二百四条 次の場合には、火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第八十四条の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再保険約款、共済掛金算出方法書若しくは再保険料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第八十六条の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

三 第八十七条の規定に違反したとき。

四 第八十八条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

五 第九十九条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第九十二条において準用する保険業法第八八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九條、第十條第二項若しくは第十二條の規定による命令に違反したとき。

第二百五条 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第十一條第三項（第十七條第二項、第二十四條第四項、第二十七條第二項又は第二十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十四條第二項又は第三項の規定に違反したとき。

五 第三十三條第一項又は第四十一條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第三十八條第二項（第四百二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第六十七條第四項又は第七十一條第四項の規定に違反したとき。

七 第四十七條第六項、第八十條、第四百四十四條第二項若しくは第四百五十三條第四項において準用する商法第二百四十四條、第六十八條若しくは第四百條において準用する商法第二百六十條ノ三、第四百條において準用する商法第四百十九條又は第四百五十八條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第五十二條（第四百六十六條において準用する場合を含む。）、第五十七條（第四百五十一條において準用する場合を含む。）、第

九十二條第二項又は第四百五十六條第三項の規定に違反したとき。

九 第五十六條第六項（第四百五十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第六十一條第一項（第四百條、第四百五十一條又は第四百六十一條において準用する場合を含む。）又は第二項（第四百條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第六十四條又は第六十五條（以上の各規定を第四百條、第四百五十一條又は第四百六十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十二 第六十六條（第四百條において準用する場合を含む。）又は第六十八條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十三 第六十八條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第四百條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第七十二條又は第四百五十三條第一項の規定に違反したとき。

十五 第八十二條第二項（第八十五條第四項又は第九十三條第二

項において準用する場合を含む。）、第四百二十一條第一項又は第四百六十一條において準用する民法第七十九條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第八十二條若しくは第八十三條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第八十五條第四項若しくは第九十三條第二項において準用する第八十二條若しくは第八十三條第二項の規定に違反して組合の事業の全部の譲渡又は合併をしたとき。

十七 第八十八條第一項から第三項まで又は第八十九條の規定に違反したとき。

十八 第九十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十九 第四百條において準用する商法第三百三十一條又は第四百五十九條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十 第四百條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第四百條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第四百八十七條の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 第四百八十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百六條 不正の競争の目的で登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第六條第三項において準用する商法第二十一條第一項の規定に違反した者も、同様である。

第二百七條 第三百三十四條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百八條 第九十四條において私的独占禁止法第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一號）は、廃止する。
(現存する組合)
3 田中小企業等協同組合法（以下「旧法」という。）の規定に基いて設立された事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は都道府県中央会若しくは全国中央会がこの法律施行の際現に存するものは、それぞれこの法律の相当規定に基いて設立された事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は都道府県中央会若しくは全国中央会とみなす。
(処分等の効力)
4 旧法の規定によつてした処分、

手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。
(中小企業安定審議会)
5 この法律に規定する中小企業安定審議会は、当分の間、これを置かないものとし、この法律の中小企業安定審議会の任務及び権限に属する事項は、中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四號）第三十三條に規定する中小企業安定審議会にこれを行わしめるものとする。
(共済契約)
6 第十一條第二項（第二十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定は、事業協同組合又は協同組合連合会がこの法律施行前に締結した共済契約については、適用しない。
(調整組合及び調整組合連合会の設立の特例)
7 この法律施行後は、中小企業安定法の規定にかかわらず、同法に規定する調整組合及び調整組合連合会は、これを新たに設立することができない。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。
第二十四條ただし書中「不当に対価を引き上げることとなる場合」の下に（中小企業組織法（昭和三十三年法律第 号）第八條第五項に規定する場合を除く。）を加える。

(罰則)

9 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

- 一 絹織物又はステープルファイバー織物製造業
- 二 毛織物製造業
- 三 絹織物又は人絹織物製造業
- 四 インブローダリーレース(絹織物又は人絹織物を生地を使用したものに限る)製造業
- 五 毛製品製造業
- 六 メリヤス生地又はメリヤス製品製造業
- 七 綿毛布及びスフ毛布製造業
- 八 ダマスク、テールブルクロス製造業
- 九 サロン、サリキエイ製造業
- 十 ワイシャツ類、ガウン類、バジャマ製造業
- 十一 マフラー、スカーフ、ショール及びハンカチ製造業
- 十二 ラング製造業
- 十三 繊維製品製造業
- 十四 包装(絹、人絹織物)製造業
- 十五 セルロイド生地及び同製品製造業
- 十六 漁網製造業
- 十七 組ひも、よりひも、幅五センチ未満の織物又は編レース製造業
- 十八 ねん糸業
- 十九 麻網製造業
- 二十 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯製造業
- 二十一 マッチ製造業
- 二十二 ゴム製品(自動車タイヤ、チューブ、もみすりロー

- ル、医療衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く)製造業
- 二十三 食器類たる陶磁器及び電気用品たる陶磁器(特別高圧用のものを除く)製造業
- 二十四 漆器製造業で政令で定めるもの
- 二十五 ほろろり鉄器(化学工業用のものを除く)製造業
- 二十六 清涼飲料水製造業
- 二十七 五ガロンかん製造業
- 二十八 亜麻織物、ちよ麻織物又は大麻織物の製造業
- 二十九 繊維品の精練漂白、染色又は整理加工業
- 三十 布はく製衣料品の縫製業
- 三十一 メタルラス製造業
- 三十二 縫針製造業
- 三十三 瓦製造業で政令で定めるもの
- 三十四 印刷業で政令で定めるもの
- 三十五 ターポリン紙製造業
- 三十六 機械すき紙製造業
- 三十七 計量器製造業で政令で定めるもの
- 三十八 紡毛紡績業
- 三十九 ぬめかわ製造業
- 四十 双眼鏡製造業
- 四十一 家庭用ミシン及び同部品製造業
- 四十二 バンコック帽体製造業
- 四十三 黄板紙又はチップボール製造業
- 四十四 アンブル製造業
- 四十五 自転車及び同部品製造業
- 四十六 こはぜ製造業
- 四十七 シガレットライター製造業

- 四十八 おもちや、裝飾品、喫煙具、文房具又は化粧品容器たる陶磁器製造業
- 四十九 毛反毛業
- 五十 単板又は合板の製造業
- 五十一 かん詰及びびん詰食品製造業
- 五十二 セル引紙系製造業
- 五十三 軸受及び同部品製造業
- 五十四 写真機及び同部品製造業
- 五十五 船舶用内燃機関製造業
- 五十六 万年筆製造業
- 五十七 花筵及び畳表製造業
- 五十八 野草庭製造業
- 五十九 茶製造業
- 六十 冷凍水産物製造業
- 六十一 強じん鋳鉄物製造業
- 六十二 ダイキャスト製造業
- 六十三 粉末冶金製品(タンクス、テン製品及びモリブデン製品を除く)製造業
- 六十四 ポルトナット及び小ネジ製造業
- 六十五 齒車製造業
- 六十六 金属工作機械製造業
- 六十七 電気溶接器製造業
- 六十八 電動工具製造業
- 六十九 切削工具及びダイス製造業
- 七十 金型製造業
- 七十一 金属製のハサミ尺及び目盛なし長さ計製造業
- 七十二 金属材料試験機、構造物試験機、動力試験機、耐震度試験機及び釣合試験機製造業
- 七十三 置時計及び掛時計のムーブメントの部品製造業
- 七十四 抵抗器及び蓄電器製造業

- 七十五 自動車部品製造業で政令で定めるもの
- 七十六 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業
- 七十七 理容業(理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の規定により届出をして理容所を開設することをいう)
- 七十八 美容業(理容師美容師法の規定により届出をして美容所を開設することをいう)
- 七十九 興業場法(昭和二十三年法律第三十七号)に規定する興業場営業のうち映画に係るもの
- 八十 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)に規定する旅館業
- 八十一 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)に規定する浴場業
- 八十二 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)に規定するへい獣取扱場又は化製場においてへい獣の処理を行う業
- 八十三 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)に規定するクリーニング業
- 八十四 畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)に規定すると畜業
- 八十五 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)に規定する汚物の収集、運搬又は処分を行う業

中小企業の産業分野の確保に関する法律案

中小企業の産業分野の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業の産業分野として適切な分野を指定し、その安定を図るため当該分野に對する大企業の進出に對し必要な規制を行い、もつて経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、製造業、建設業又はサービス業を営む事業者であつて、その常時使用する従業員の数が三百人(サービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人)をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるものをいう。

2 この法律で「大企業者」とは、その常時使用する従業員の数及びその資本の額又は出資の総額が前項の数及び額をこえる事業者をいう。

(適用業種の指定)

第三条 この法律の適用を受ける業種は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、中小企業形態による経営が経済的かつ社会的に適切であると認められるものであつて、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の

生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められてゐるものにつき別表で指定するものとする。

(届出)

第四条 前条の規定により指定された業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を営もうとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならぬ。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(既存大企業者の事業拡張の禁止)

第五条 第三条の規定による指定があつたとき現に当該指定業種に属する事業を営んでゐる大企業者(以下「既存大企業者」という。)は、当該指定があつた後は、当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他当該事業の経営規模の拡張をすることができない。

(既存大企業者に対する命令)

第六条 主務大臣は、指定業種につき、中小企業者が既存大企業者の事業活動により圧迫を受けていると認めるときは、当該既存大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(大企業者の新規開業の禁止)

第七条 第三条の規定による指定があつたときは、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新規に開業することができない。

(脱法的行為の禁止)

第八条 大企業者は、第三条の規定

による指定があつた後において、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしてゐる者をして、当該指定業種に属する事業を開業させ又はその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的又は人的に連携すること等により、実質的に第五条又は前条の規定に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第九条 主務大臣は、大企業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該大企業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(諮問)

第十条 主務大臣は、第六条又は前条の命令をしようとするときは、中小企業産業分野確保審議会に諮り、その意見を尊重して処分しなければならない。

(審議会)

第十一条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、総理府に、中小企業産業分野確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる者につき

内閣総理大臣が任命する委員十四人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 三人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 二人

三 製造業、建設業又はサービス業を営む中小企業者 三人

四 製造業、建設業又はサービス業を営む大企業者 二人

五 労働者 二人

六 中小企業に因り学識経験のある者 二人

3 前二号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第五条若しくは第七条の規定又は第六条若しくは第九条の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十四条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に指定業種に属する事業を営んでゐる者(その事業を休止してゐる者を含む。)は、この法律施行後三月以内に、

政令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該期間内にその事業を廃止する場合においては、この限りでない。

- 3 前項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。
- 別表
- 一 綿織物又はステープルファイバー織物製造業
 - 二 毛織物製造業
 - 三 絹織物又は人絹織物製造業
 - 四 インプロイダリレース(絹織物又は人絹織物を生地を使用したものに限る)製造業
 - 五 毛製品製造業
 - 六 メリヤス生地又はメリヤス製品製造業
 - 七 綿毛布及びスフ毛布製造業
 - 八 ダマスク、テーブルクロス製造業
 - 九 サロン、サリキユイ製造業
 - 十 ワイシャツ類、ガウン類、パジャマ製造業
 - 十一 マフラー、スカーフ、ショール及びハンカチ製造業
 - 十二 ラング製造業
 - 十三 繊維雑品製造業
 - 十四 包装(絹、人絹織物)製造業
 - 十五 セルロイド生地及び同製品製造業
 - 十六 漁網製造業
 - 十七 組ひも、よりひも、幅五センチ未満の織物又は編レース製造業
 - 十八 ねん糸業
 - 十九 麻網製造業

- 二十 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほり帯製造業
- 二十一 マツチ製造業
- 二十二 ゴム製品(自動車タイヤ、チューブ、もみすりローラー、医療衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く)製造業
- 二十三 食器類たる陶磁器及び電気用品たる陶磁器(特別高圧用のものを除く)製造業
- 二十四 漆器製造業で政令で定めるもの
- 二十五 ほろろり鉄器(化学工業用のものを除く)製造業
- 二十六 清涼飲料水製造業
- 二十七 五ガロンかん製造業
- 二十八 亜麻織物、ちよ麻織物又は大麻織物の製造業
- 二十九 繊維品の精練漂白、染色又は整理加工業
- 三十 布はく製衣料品の縫製業
- 三十一 メタルラス製造業
- 三十二 縫針製造業
- 三十三 瓦製造業で政令で定めるもの
- 三十四 印刷業で政令で定めるもの
- 三十五 ターポリン紙製造業
- 三十六 機械すきと紙製造業
- 三十七 計量器製造業で政令で定めるもの
- 三十八 紡毛紡績業
- 三十九 ぬめかわ製造業
- 四十 双眼鏡製造業
- 四十一 家庭用ミシン及び同部品製造業
- 四十二 パンコック帽体製造業
- 四十三 黄板紙又はチップボール製造業

四十四 アンブル製造業
四十五 自転車及び同部品製造業
四十六 こはぜ製造業
四十七 シガレットライター製造業
四十八 おもちゃ、裝飾品、喫煙具、文房具又は化粧品容器たる陶磁器製造業
四十九 毛皮毛業
五十 単板又は合板の製造業
五十一 かん詰及びびん詰食品製造業
五十二 セル引紙系製造業
五十三 軸受及び同部品製造業
五十四 写真機及び同部品製造業
五十五 船舶用内燃機関製造業
五十六 万年筆製造業
五十七 花菱及び骨表製造業
五十八 野菜製造業
五十九 茶製造業
六十 冷凍水産物製造業
六十一 強じん鋼鉄物製造業
六十二 ダイキヤスト製造業
六十三 粉末冶金製品(タンクス、テン製品及びモリブデン製品を除く)製造業
六十四 ボルトナット及び小ネジ製造業
六十五 齒車製造業
六十六 金屬工作機械製造業
六十七 電気熔接器製造業
六十八 電動工具製造業
六十九 切削工具及びダイス製造業
七十 金型製造業
七十一 金屬製のハサミ尺及び目盛なし長さ計製造業

七十二 金属材料試験機、構造物試験機、動力試験機、耐震度試験機及び釣合試験機製造業
七十三 置時計及び掛時計のムーブメントの部品製造業
七十四 抵抗器及び蓄電器製造業
七十五 自動車部品製造業で政令で定めるもの
七十六 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により許可を受けて営む同法第二十條に規定する営業
七十七 理容業(理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の規定により届出をして理容所を開業することをいう)
七十八 美容業(理容師美容師法の規定により届出をして美容所を開業することをいう)
七十九 興業場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)に規定する興業場営業のうち映画に係るもの
八十 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)に規定する旅館業
八十一 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)に規定する浴場業
八十二 へい獸処埋場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)に規定するへい獸取扱場又は化製場においてへい獸の処理を行う業
八十三 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)に規定するクリーニング業
八十四 畜場法(昭和二十八年法律第十四号)に規定すると畜業

八十五 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)に規定する汚物の収集、運搬又は処分を行う業
商業調整法案
商業調整法
(目的)
第一条 この法律は、製造業又は卸売業と小売業及び小売業相互間の業務分野を調整することにより、適正な流通秩序を維持し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
(業種指定)
第二条 主務大臣は、小売業の分野において、製造業者又は卸売業者と小売業との業務分野を調整することにより適正な流通秩序を維持する必要があると認めるものがあるときは、当該業種を地域とともに指定するものとする。
2 小売業者の組織する団体は、主務大臣に対し、省令で定めるところにより、前項の指定を申請することができる。
3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央商業調整審議会の意見を聞かなければならない。
4 中央商業調整審議会は、前項の規定による意見を定めようとするときは、あらかじめ、利害関係人及び参考人の意見を聞かなければならない。
(届出)
第三条 前条の規定により、指定された地域(以下「指定地域」という)内において当該指定された業種(以下「指定業種」という)に属

する卸売業又は小売業を当該指定があつた現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は事業の内容を変更しようとするときも、同様とする。
(既存兼業者の事業拡張の禁止)
第四条 第二条の規定による指定があつたときは、そのときにおいて当該地域内で当該指定業種に属する小売業を兼ね営んでいる当該指定業種に係る物品の製造業者又は卸売業者(以下「既存兼業者」という)は、当該指定があつた後は、当該指定地域内で当該指定業種に属する小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。
(既存兼業者に対する命令)
第五条 都道府県知事は、主務大臣の承認を受けて、指定業種につき、小売業者が既存兼業者の当該小売業に係る事業活動により圧迫を受けてその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該既存兼業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。
(製造業者等による小売業の禁止)
第六条 第二条の規定による指定があつたときは、当該指定地域内においては、当該指定業種に係る物品の製造業者又は卸売業者は、当該物品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事情がある場合において都道府県

知事の許可を受けたときは、この限りでない。
(脱法的行為の禁止)
第七条 指定業種に係る物品の製造業者又は卸売業者は、第二条の規定による指定があつた後において当該指定地域内においては、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する小売業を開業させ又はその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する小売業を営む者と資本的又は人的に連携すること等により、実質的に第四条又は前条の規定に違反する行為をしてはならない。
(排除措置)
第八条 都道府県知事は、主務大臣の承認を受けて、製造業者又は卸売業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該製造業者又は卸売業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(市場新設等の許可)
第九条 公設又は私設の小売市場の設備を新設し又は拡張しようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣又は都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市にあつては、市長)の許可を受けなければならない。
(勧告)
第十条 主務大臣又は都道府県知事は、中央商業調整審議会又は地方商業調整審議会の意見を聞いて、小売業を営む事業者と消費生活協

同組合法（昭和二十三年法律第二百号）その他特別の法律により小売業を営むことを認められていた組合との間の当該事業活動に係る紛争につき特に調整する必要があると認めるときは、これらの組合に対し、適切な措置をとるべきことを勧告することができる。

（商業調整審議会）

第十一条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、総理府に中央商業調整審議会、都道府県に地方商業調整審議会（以下本条中これらを「審議会」と総称する。）を置く。

2 中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

- 一 小売業者 五人
- 二 製造業者 二人
- 三 卸売業者 二人
- 四 消費者 二人
- 五 労働者 二人
- 六 学識経験のある者 二人

3 前二号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十二条 第四条若しくは第六条の規定又は第五条若しくは第八条の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対して同項の刑を科する。

第十三条 第九条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

2 第三条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

（印紙税法の改正）

第一条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ四中「中小企業等協同組合法第九号の九第一項第一号」を「中小企業組織法第二十四条第一項第一号」に改める。

同条第九号ノ九の次に次の一号を加える。

九ノ十 火災共済協同組合又ハ中小企業組織法第二十四条第一項第三号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル火災共済契約証書又ハ再保険契約証書

（国民貯蓄組合法の改正）

第二条 国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「中小企業等協同組合法第九号の九第一項第一号」を「中小企業組織法第二十四条第一項第一号」に改める。

（経済関係罰則ノ整備ニ關スル法律の改正）

第三条 経済関係罰則ノ整備ニ關スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第二十号中「中小企業等協同組合法ニ依ル信用協同組合及同法第九号の九第一項第一号」を「中小企業組織法ニ依ル信用協同組合及同法第二十四条第一項第一号」に改める。

（金融機関經理応急措置法の改正）

第四条 金融機関經理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「中小企業等協同組合法第九号の九第一項第一号」を「中小企業組織法第二十四条第一項第一号」に改める。

（租税特別措置法の改正）

第五条 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の五第五項各号列記以外の部分中「中小企業等協同組合法」を「中小企業組織法」に、「同法第七十七号第一項第一号」を「同法第二十四条第一項第一号」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の改正）

第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第八号中「中小企業等協同組合法」を「中小企業組織法」に改める。

（地方自治法の改正）

第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号九十八中「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）」を「中小企業組織法（昭和三十三年法律第号）」に改め、「合併を認可し、」の下に「地方中小企業調整委員会の委員長若しくは委員を任命し、又は罷免し、」を加え、同表中第五号の次に次の一号を加える。

六 地方中小企業調整委員会が執行しなければならない事務

中小企業組織法の定めるところにより、中小企業等協同組合の行方団体交渉及び団体協約に關して生じた紛争の調停及び裁定をし、並びに裁定の変更及び取消を行うこと。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律の改正）

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「ハ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）」を「ハ 中小企業組織法（昭和三十三年法律第号）」に、同条第二号の二中「中小企業等協同組合法」を「中小企業組織法」に改める。

（臨時金利調整法の改正）

第九条 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業等協同組合法第九号の九第一項第一号」を「中小企業組織法第二十四条第一項第一号又は第三号」に改める。

（中小企業庁設置法の改正）

第十条 中小企業庁設置法（昭和二十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）」を「中小企業組織法（昭和三十三年法律第号）」に改める。

（国家行政組織法の改正）

第十一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「土地調整委員会」を「土地調整委員会」に、中央中小企業調整委員会」に改める。

（總理府設置法の改正）

第十二条 總理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「土地調整委員会」を「土地調整委員会」に、中央中小企業調整委員会」に改める。

第十八条中「土地調整委員会」を「土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）」を

土地調整委員会

中央中小企業調整委員会 中小

調整委員会設置法（昭和二十五年

企業組織法（昭和三十一年法律

法律第二百九十二号）

に改める。

第七号

（中小企業等協同組合法施行法の

廃止）

第十三条 中小企業等協同組合法

施行法（昭和二十四年法律第八

十二号）は、廃止する。

（協同組合による金融事業に關す

る法律の改正）

第十四条 協同組合による金融事業

に關する法律（昭和二十四年法律

第八十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項各号列記以外の部

分中「中小企業等協同組合法（昭

和二十四年法律第八十一号）第

九条の九第一項第一号」を「中小

企業組織法（昭和三十一年法律第

二百九十二号）に改める。

（地方税法の改正）

第十六条 地方税法（昭和二十五年

法律第二百二十六号）の一部を次

のよう改正する。

第二十五条第二号中「中小企業

等協同組合法（昭和二十四年法律

第八十一号）を「中小企業組織

法（昭和三十一年法律第 号）」

に、第七十三号の四第一項第八

号、第二百九十六号第二号及び第

三百四十八号第四項中「中小企業

等協同組合法」を「中小企業組織

法」に改める。

（中小企業安定法の改正）

第十七条 中小企業安定法（昭和二

十七年法律第二百九十四号）の一

部を次のよう改正する。

第十四条第二項中「中小企業等

協同組合法第六十二條第一項」を

「中小企業組織法（昭和三十一年法

律第 号）第九十二條第一項」に

第一項、第百条（解散及び清算）、

第百三条（団体協約の効力）、第

百六十二條、第百六十三條（第

二項第五号、第三項及び第四項を

除く）、第百六十四條、第百六

十五條、第百六十六條第一項、第

百六十八條から第百七十五條ま

で、第百七十七條から第百八十

三條まで（登記）並びに第二百五

條第二号、第五号から第九号ま

で、第十一号から第十六号まで

及び第十九号から第二十一号ま

で（罰則）の規定は、調整組合及

び連合会に、同法第三十條第一

項（議決権及び選挙権）の規定

は、調整組合に準用する。この

場合において、第五十二條、第

五十七條、第七十四條、第七十

七條第二項、第九十二條第二項

及び第九十三條第三項中「行政

あるのは、連合会にあつては

「議決権の総数の半数以上に相

当する議決権を有する会員」と、

第九十二條第一項第六号中「第

百八十九條第二項」とあるのは

「中小企業安定法第十四條第一

項」と、第百六十三條第一項中

「第五十條の規定による出資の

払込」とあるのは「中小企業安

定法第十條の認可」と、第百七十

二條第二項中「事業協同組合登

記簿、勤労事業協同組合登記

簿、信用協同組合登記簿、火災

共済協同組合登記簿、中小企業

等協同組合連合会登記簿、企業

組合登記簿、事業調整協同組合

登記簿、事業調整協同組合連合

会登記簿及び中小企業等協同組

合中央会登記簿」とあるのは「調

整組合登記簿及び調整組合連合

「中小企業等協同組合法第五十五

條第六項」を「中小企業組織法第

八十一條第六項」に改める。

（準用）

第十九條 中小企業組織法第四

條第二項（住所）、第十一條第三

項（事業協同組合）、第三十條

から第三十三條まで、第三十八

條（組合員）、第四十七條、第

四十九條、第五十一條から第五

十三條まで（設立）、第五十五

條（規約）、第五十六條から第

六十條まで、第六十一條第一項、

第六十二條から第七十一條まで

（役員等）、第七十二條から第

八十一條まで（總會及び總代会）、

第九十二條から第九十六條ま

で、第九十七條第一項、第百條

（解散及び清算）、第百三條（団

体協約の効力）、第百六十二條、

九条第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第七十七條第一項中「二 規約の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約の設定、変更又は廃止」の二、輸出取引法第十一條第二項又は第四項の組合員の

遵守すべき事項の設定又は廃止」と、第七十九條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項若しくは第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定又は廃止」と、第八十一條第一項中「百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、第九十二條第一項第六号中「第八十九條第二項」とあるのは「輸出取引法第十八條」と、第九十三條第一項中「第五十條の規定による出資の払込」とあるのは「出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第七十二條第二項中「事業協同組合登記簿、勤労事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合登記簿、中小企業組合登記簿、事業調整協同組合登記簿、事業調整協同組合連合会登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第七十

三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第五十條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「書面」と読み替へるものとする。

2 中小企業組織法第十一條第四項(事業協同組合)、第二十九條(出資)、第三十四條から第三十七條まで(加入及び脱退等)、第三十九條から第四十二條まで(持分等)、第五十條第一項から第三項まで(出資の第一回の払込)、第八十二條、第八十三條(出資一口の金額の減少)、第八十八條第一項から第三項まで(準備金)、第八十九條から第九十一條まで(剰余金の配当等)、第九十六條第三項(登記)並びに第九十七條第五号及び第九十八號(罰則)の規定は、出資輸出組合に準用する。この場合において、同法第二十九條第三項中「出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、「三人」とあるのは「九人」と読み替へるものとする。

第三十五條第一項中「中小企業等協同組合法第五十一條第二項若しくは第六十三條第三項を」と、中小企業組織法第七十七條第二項若しくは第九十三條第三項に改める。第四十五條第三号中「中小企業等協同組合法第五十條第二項又は第九十五條の四」を、中小企業組織法

第八十八條第二項又は第九十八條第二項に改める。

第四十六條中「中小企業等協同組合法第六十條第一項を」と、中小企業組織法第九十九條第一項に改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の改正)

第十九條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一號)第四十九條を」と「中小企業組織法(昭和三十三年法律第 号)第七十五條に改める。第二十五條を次のように改める。

(準用)

第二十五條 中小企業組織法第十二條から第十六條まで(事業協同組合)、第三十一條から第四十二條まで(第三十八條第一項第四号を除く。)(組合員等)、第四十七條、第四十九條、第五十條第一項から第三項まで、第五十一條、第五十三條(設立)、第五十五條から第六十八條まで(第六十六條第五項、第五十七條及び第六十一條第二項を除く。)、第七十條から第八十條まで(第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第四号を除く。)、第八十二條、第八十三條、第八十八條から第九十一條まで(管理)、第九十二條から第九十六條まで(第九十三條第三項及び第四項を除く。)、第九十七條

第一項、第九十條(解散及び清算)、第九十六條第二項、第九十六條第三項から第九十八條第三項まで(第九十六條第三項及び第四項を除く。)(登記)、第九十八條、第九十九條、第一百八十八條第一項及び第二項、第一百八十九條第一項(雑則)、第九十九條、第二百二條、第二百三條並びに第二百五條(第三号、第四号及び第二十二号を除く。)(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、第五十五條第一号中「總會又は總代会」とあるのは「總會」と、第五十六條第四項中「理事(勤労事業協同組合及び企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）」とあるのは「理事」と、第九十二條第一項第六号中「第九十九條第二項」とあるのは「第九十九條第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十六條第一項」と、第九十七條第十二條第二項中「事業協同組合登記簿、勤労事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合登記簿、事業調整協同組合登記簿、事業調整協同組合連合会登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは「組合登記簿」と読み替へるものとする。

(中小企業振興資金助成法の改正)

第二十條 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第百十五號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号を次のように改める。

一 事業協同組合、勤労事業協同組合、協同組合連合会、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の施設であつて、中小企業組織法(昭和三十三年法律第 号)第十一條第一項第一号、第二十七條第一項第四号、第二十七條第一項第八号又は第二十八條第一項第五号に掲げるものの設置に必要な資金

附則 この法律は、中小企業組織法(昭和三十三年法律第 号)の施行の日から施行する。

昭和三十一年四月十六日印刷

昭和三十一年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局